

平成24年12月土佐清水市議会定例会会議録

第7日（平成24年12月10日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 報告第12号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）」の報告1件並びに議案第55号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第71号「土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について」までの議案17件、計18件  
（質疑）

日程第2 一般質問

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 13人

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 矢野川 周平君 | 2番  | 森 一美君  |
| 3番  | 小川 豊治君  | 4番  | 西原 強志君 |
| 5番  | 永野 裕夫君  | 6番  | 岡林 喜男君 |
| 7番  | 永野 修君   | 8番  | 岡崎 宣男君 |
| 9番  | 瀧澤 満君   | 10番 | 岡林 守正君 |
| 11番 | 仲田 強君   | 13番 | 橋本 敏男君 |
| 14番 | 武藤 清君   |     |        |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

12番 井村 敏雄君

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |        |      |        |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正君 | 局長補佐 | 亀谷 幸則君 |
| 議事係長   | 池 正澄君  | 主事   | 村上 真歩君 |

主 事 今津 貴道 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                              |         |                                             |         |
|------------------------------|---------|---------------------------------------------|---------|
| 市 長                          | 杉村 章生 君 | 副 市 長                                       | 吉村 博文 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長       | 酒井 紳三 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員                  | 浦中 伸二 君 |
| 企 画 財 政 課 長                  | 山田 順行 君 | 総 務 課 長                                     | 山崎 俊二 君 |
| 消 防 長                        | 濱田 益夫 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長                        | 弘田 正明 君 |
| 健 康 推 進 課 長                  | 山下 毅 君  | 福 祉 事 務 所 長                                 | 二宮 真弓 君 |
| 市 民 課 長                      | 横山 周次 君 | 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長                | 坂本 和也 君 |
| ま ち づ く り<br>対 策 課 長         | 木下 司 君  | 産 業 振 興 課 長                                 | 泥谷 光信 君 |
| 産 業 基 盤 課 長                  | 磯脇 堂三 君 | 水 道 課 長                                     | 山本 豊 君  |
| じ ん け ん 課 長                  | 中山 直喜 君 | し お さ い 園 長                                 | 倉本 和典 君 |
| 教 育 長                        | 村上 康雄 君 | 学 校 教 育 課 長                                 | 黒原 一寿 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼<br>中 央 公 民 館 長 | 山下 博道 君 | 教 育 セ ン タ ー 所 長<br>兼 少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 武政 聖 君  |
| 監 査 委 員 事 務 局 長              | 中山 優 君  |                                             |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時 0分 開 議

○議長（岡林守正君） 定刻でございます。

ただ今から平成24年12月土佐清水市議会定例会第7日目の会議を開きます。

この際、本日の欠席者についてご報告いたします。

12番井村敏雄君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

日程第1、市長提出報告第12号「専決処分した事件の承認について（平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号））」の報告1件並びに議案第55号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」から議案第71号「土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について」までの議案17件、計18件を一括議題といたします。

ただ今から質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言通告により質疑を許します。

13番、橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君発言席)

○13番(橋本敏男君) おはようございます。

早速、質疑に入っていきたいというふうに思います。

議案第65号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

この条例は、4月1日より新たに収納推進課を設置し、膨らみ続ける債権回収を推進するというものでありますが、その具体的な中身については、全く知らされておりません。

この壇上からさまざまな議員が債権回収を専属的に行う機構が庁内で結成できないかということをお聞きしてきましたが、その思いがやつのこと市長に届き、今回の条例改正という運びになったところでございます。4億円を超える収入未済の回収に具体的な一歩を踏み出す決断としては、大いに評価をしたいと思いますが、問題はこの機構が機能するか否かです。その審査が今から始まるわけですが、まずは収納推進課をイメージするために、人員配置、事務分掌、構成職員などの人員体制について副市長にお示しをいただきたいというふうに思います。

次に、条例文の中で税務課の市税の賦課徴収に関する事項と収納推進課の市税の徴収、滞納整理、処分に関する事項を設定されているが、税務課と収納推進課の役割分担が具体的に示されておらず、明確とはなっていないので、どのように整理がなされるのか、副市長に答弁を求めます。

次に、税の徴収による仕組みが税務課、収納推進課、幡多租税債権管理機構と3段階に分離されることとなりますが、税務課と収納推進課は庁内にありますから、十分に連携は図れると思いますが、幡多租税債権管理機構との連携はどのようにイメージをすればいいのか、副市長に答弁を求めます。

次に、条例文中、収納推進課3とありまして、税外債権の徴収に関する事項における想定される債権件数と債権額を副市長に示していただきたいと思っております。

次に、税外債権は、どのような債権を取り扱うことになるのか、問題債権ではなく、正常債権も包括されるのか、副市長にその答弁を求めたいと思っております。

次に、役所の業務の中で、税や税外なども含めた債権を扱っている担当課は、多岐にわたっていますが、収納推進課との関係はどのようにイメージをすればいいのか、副市長の答弁を求めます。

以上、何点かたくさんのお質問を1回にしてみました。よろしく答弁をいただきたいと

思います。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） おはようございます。

それでは、答弁をさせていただきます。

まず、収納推進課の人員体制、配置人員と事務分掌、構成職員イメージでございますけれども、係の構成は現在の税務課の収納係の徴収部門を担当する第1係と税外債権の滞納分の徴収に当たる第2係の2係体制を予定しております。

配置人員についてでございますけれども、市役所全体の配置職員との絡みもありますので、現時点では明確な人数等はお答えはできませんけれども、大体4、5人くらいになるのではないかなというふうに思っております。

そして、事務分掌についてでございますけれども、第1係が現在、税務課収納係で取り扱っている税・料・個人・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・入湯税・国保税・介護保険・後期高齢者保険料の普通徴収分の現年・過年分及びそれに係る税外収入金の徴収、滞納処分等に関する業務を予定しております。

また、当面、徴収に専念できる体制をと考えておりまして、税務課とも協議をし、納税証明、消込、過誤納金処理、個人市民税の特別徴収に関する事務等については、現在の税務課収納係を納税管理係と名称を変更し、そこで事務を担当する予定であります。

第2係は、税外債権の滞納分の徴収を予定しております。

次に、構成職員のイメージでございますけれども、第2係へは、できたら県税、あるいは金融機関あたりのOBも含めて、そのノウハウを持った外部人材をできたら登用もしていきたいなというふうに思っております。

次に、税務課の市税の賦課徴収に関する事項と収納推進課の市税の徴収、滞納整理、処分に関する事項との具体的な違いということでございますけれども、税務課を賦課徴収としておりますのは、徴収の部分で先ほどの説明の中で申し上げましたが、個人市民税の特別徴収と市のたばこ税を税務課で担当する予定でありますので、賦課徴収としております。

収納推進課は、徴収に専念をするという意味でご理解をお願いしたいと思います。

次に、幡多の租税債権管理機構との連携でございますけれども、債権管理機構へは、今後も職員の派遣、困難案件の移管を引き続き実施するつもりであります。機構も本市の徴収体制の再編強化については、できる限り協力したいとの意向でありますので、連携を密に取り合い、指導を仰ぎたいと考えております。

また、機構関係の事務については、徴収に関する職務ということで、収納推進課が所管することといたしたいと考えております。

次に、収納推進課3、税外債権の徴収に関する事項における想定される債権件数、債権額についてでございますけれども、平成23年度決算では、税外債権の未納件数、934件、額にしまして、約1億4,600万円というふうになっております。これにつきましては、今、税務課が取り扱っております市税、国保、介護、それから後期高齢者を除く税外債権ということになっております。

しかし、収納推進課で取り扱う債権件数及び額につきましては、配置人員あるいは精査することによって、いろいろ左右される部分がありますので、現時点では具体的な件数、金額を示すことは大変困難でありますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、収納推進課が取り扱う税外債権はどのような債権かということでございますけれども、当面は、公債権で保育料、私債権で住宅使用料、奨学資金の三つの債権のうち、過年度分、困難案件を受託方式により取り扱う予定としております。

なお、今後につきましては、外部人材の活用、あるいは専門的研修の実施、住民情報システムの再構築などにより、体制の強化を図り、取り扱う種類、あるいは件数についても充実を図っていききたいというふうに考えております。

次に、税外債権を取り扱う所管課との関係についてでございますけれども、先進地を視察しました職員の話聞いてみますと、滞納整理部門と所管課では徴収に対する意識と取り組みのギャップがあり、移管債権の処理が終わっても、所管課対応の分が不良債権化して、また滞納整理部門に回ってくるといった問題もあるようでございます。

また、所管課で適切な対応を行っていない案件については、滞納整理部門に移管されても、対応のしようがないと、大変苦慮もしているようでございます。このようなことにより、当然のことですが、所管課におきましては、平成22年度に制定をいたしました土佐清水市私債権の管理に関する条例と同条例施行規則及び土佐清水市私債権管理マニュアルに基づき、適切な徴収執行を実施する必要があります。

また、平成25年度より、移管予定の3債権につきましては、今年度内に委託案件について検討整理する必要があると考えております。その上で、お互い連携を密にし、適正な債権管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 13番、橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 大変項目の多い答弁を副市長にはしていただきましたが、3回しか

質疑ができませんので、申しわけないですが、また包括した質問になろうと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

非常に公債権の中、例えば税の中でも、債権回収については非常にシビアなことになっています。ある一定の専門的な知識とノウハウ、スキルがなければなかなか対応ができないということになっていますから、例えば人員体制の中で、そういうノウハウやスキルを持っている方を庁外からの登用ということをまず考えていらっしゃる。特に私債権について、当然、それについては、司法とのかかわり合いが出てくるものですから、当然特に非常にシビアに見なければならぬわけですが、そういう人員登用についてのオファーというんですか、引き合いはどのような形で引き合いをしていくのか、先ほどちょっと言いましたけれども、県のOBとか、税務を担当する所管課のそういうOBの方々のそういうふうな人材を求めたいというふうに話がありましたけれども、具体的にどのような形で公募するのか、それとも例えばどこかそれなりの人をある一定想定をした対応をするのか、そういうイメージについてちょっとお聞かせいただければありがたいというふうに思います。

次に、市税の取り扱いに関して、税務課が賦課徴収を行うということが設定をされていますけれども、ただ、徴収も滞納整理も処分もある意味、税務課でも行うというようなイメージでいいのかなのか、ただ普通徴収については、先ほど言いましたように、収納推進課で全てを引き受けるというような答弁をいただきましたけれども、そういう物の考え方でいいのか、ちょっと具体的に答弁をお願いしたいというふうに思います。

それで、そういうことをすることによって、例えば、一番大きい問題が出てくるのは、特に税なんか当たり前の話だと思うんですが、税法という法律がありますから、行政の二重構造的な形にならないのかなのか、その辺も含めてちょっとお聞かせいただければありがたいというふうに思います。

それから、もう一つ、収納推進課ができることによって、問題債権そのものがある程度、中二階的な役割を果たすようなことにもなるのではないかなというふうに思います。幡多租税債権管理機構のほうに一応あげる一つの段階的なものをそこでこなすということになりはしないかと思うんですが、回収依頼をしている機構の件数とか、そういうものにはかなり大きくかわってくるのが想定されるのかなのか、それもお聞きをしたいというふうに思います。

それから、先ほど、税外収入というものの押さえとして、保育料、それから一つは住宅使用料、それから奨学資金という3点、この三つを挙げられました。先ほど、全体で934件くらいの件数を抱えていますよという話だったんですが、金額の高いものから少ないものを合わせると、これだけの莫大な債権件数というふうになりますし、1億円を超える債権額ということになります。先ほど、まだ今から整理をして収納推進課でどの程度を扱うのかということを経

査するという事なんですが、債権額の下限、それから時効を含めた期限、それから善悪というんですか、悪意なのか善意なのかの問題、それから私債権管理条例の減免専決事項、それなどを含めた枠の中で選別をしていくのかどうなのか、そういうイメージがあるのかどうなのか、そこをまずお聞かせいただければありがたいというふうに思います。

それから、債権の収納を推進していく上で、債務者の情報というのは非常に重要なものとなりますけれども、法制上の調査権限しか与えられておられません。税外債権回収に特化した情報には、私は制約があるのではないかというふうに考えています。しかしながら、公債権、私債権を包括して担当する収納推進課には、税法上の情報を税外債権の回収のための情報として使用するという事になるというふうに思いますが、法的にそれが可能であるのかどうなのか、可能であるとしたら、どのような方法をとれば可能になるのか、その辺を副市長に答弁を求めておきたいというふうに思います。

次に、税外債権の中で強制力を持つ公債権、保育料なんかはそれに当たるのではないかと思います。担当課にかわり差し押さえ、処分などの強制執行についても収納推進課が先ほどの話だと、対応していくということになるというふうに思いますが、その前段での調査権についての付与、先ほどちょっと話をしましたけれども、事前調査の限界というのが確かにあると思います。個人情報というのもありますし、そういったものに対する付与、これはどうしていくのか、その辺、またわかれば、副市長のほうに答弁を求めたいというふうに思います。2回目の質問を終わります。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） まず1点の専門性、スキル性ということで、外部人材ということで、現在は税務課を窓口として、債権管理機構を通じて、一定そういう人材がいなかったかどうかというような確認をさせていただいております。

現在のところは、まだ確定もしていませんけれども、そういう専門性の部分がありますので、一定、そういう人材の養成もしていきたいというふうに思っております。

それと賦課徴収の中で、特別徴収と普通徴収ということで、今の収納推進課を設置後は、税務課については、先ほども言いましたように、市民税の特別徴収、市税のたばこ税等々、それから消込というような形で取り扱いをしていきたいというふうに思っております。

それと、問題債権とそれから債権管理機構とのかかわりでございますけれども、これは先ほども言いましたように、どこまで債権管理機構に委託をするのか、ここはまだ精査もしていません。そういうことで、今後、当然、収納推進課の取り扱いの債権、あるいは債権管理機構

の債権について一定精査をしながら、両方活用していきたいというふうに思っております。

それと、保育料とか、住宅使用料、奨学資金、それ以外も含めた税以外の私債権が934件というふうに捉えておまして、これらにつきましては、まだ下限、収納推進課に委託する例えば債権の精査もまだしておりませんので、その下限とか、一定、いつからの期限なのかというようなことは、まだこれからの作業になってくるというふうに思っております。

それと私債権の特に情報、公債権も、保育料も含めてですけれども、これらにつきましては、法的にまだ、具体的に調べておりませんが、税で知り得た情報を活用できるのかどうかというのは、これからまた法的にも勉強しながら、研究しながら、県にも確認もしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、強制執行の質問でございますけれども、これにつきましては、収納推進課のほうで徴収も含めてやりますので、強制執行が必要であれば、収納推進課で進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（岡林守正君） 13番、橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 済みません。2回目も非常に多くの答弁を求めましたけれども、まず、収納推進課が機能を始めれば、当然、そういう劣悪な債権について、例えば市税については、機構に回す債権そのものが、その収納推進課のほうできちっと対応ができる範疇が税務課より広がるかどうかということの確認をちょっと知りたかったんです。そういうふうに考えてみれば、もしそういう機能が広がるということであるならば、幡多租税管理機構に回す債権はより一層、収納難度が高い債権ということになるわけです。そういうような状況のイメージをちょっと副市長のほうにお伺いをしたかったということでもあります。

だから、問題債権を今の担当課でなかなか処理をできる環境にはないので、これ以上のその一歩踏み込んだ執行ができないと。だから、専門的にそういうことを包括的に取り扱う収納推進課をつくって、ある一定、自分のところの債権を本当に未収となっている4億円近い債権があるわけですから、それをできるだけ回収をするという一つの目的のためにつくられた課ですから、そういうことのイメージをどうつなげていけばいいのかということ、ちょっともう1回、答弁をいただければありがたいというふうに思います。

それから、先ほどもちょっと一番心配になってくるんですが、税については、ある程度、かなりきちっと分離をされた対応というので、二重構造というのではないだろうなというふうに思うんですが、ただ、税外債権については、非常に所管課がどこまで持ったらええが。例えば、どこまで整理をしたらええの。それから、どこまでやるのが本当に収納推進課に任すことがいいのかということがあると思います。例えば、それぞれの所管課が受け持つ債権。それにつ

いては、例えば使用料も含めたものですが、それぞれ全部、所管課の業務と連動する状況があるわけです。そういうことも含めて、どういう対応が一番ベストなのか、ベターなのか、そういうことをきちっと今から積み上げてはいくんでしょうけれども、そういうことをもう少しリアルにイメージできるような答弁があればいいなど。ただ、こういう質疑というのは、非常に私も心苦しんですよ。ただ、今から4月までの間に、きちっとした仕組みを構築するというような行政責任が多分あると思いますから、そういう仕事をずっとしていくんだろかなど。4月1日の出発からしっかりとハマるようにしていくんだろかなどというふうに思います。だから、今は、ある程度イメージの段階、それから議論の段階でしかないのです、そこら辺の具体的な執行についてはなかなか聞けないというふうな思いで今、質問しているんですが、そういうイメージだけで結構ですので、もう1回、そういうことも含めた答弁をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） 私たちも初めてのこういう課ですので、ただ、現実、今、所管課で取り扱っている特に私債権については、少ない人員、最低限の人員の中で徴収を含めて、滞納整理等、いろんな手続がなされております。

今の職員の中では、なかなかそういう処理ができないというのが現実的に入ってきておまして、私債権についても1億4,600万円ぐらいの分が積み重なってきております。当然、この部分については、財源確保という点からも、公正・公平な点からも、これから回収していくというのがこの収納推進課をつくった趣旨ですので、具体的な部分については、まだまだこれからですので、当然、今言う所管課で取り扱えない、例えば困難なそういう債権を収納推進課で取り扱っていくという、ただ、その案件については、今、先ほども言いましたように、額がどうなのか、下限がどうなのか、期限がどうなのかというのは、これから詰めていく必要があるだろうというふうに思っております。

収納推進課については、今、債権管理機構に委託している部分がどうなるのか、ここも今、債権管理機構に委託しているのは、問題債権を70件、それくらい委託をしております。その部分がこの収納推進課で取り扱いできる債権なのかどうか、そこはまた一定の整理はする必要があるかなというふうに思っております。

○議長（岡林守正君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時29分 休 憩

午前10時39分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第2、ただ今から一般質問を行います。

発言通告順により、質問を許します。

3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 通告に基づきまして、2点の一般質問を行います。

今議会は、議会基本条例の施行に伴い、開かれた議会として、本会議をインターネット上のユーストリームを通じて、ライブ中継をされるようになり、市民や県民、あるいはまた国民、そして世界中の人々に情報発信ができるようになりました。

昨夜、ちょっとインターネットを見たわけですがけれども、昨夜の時点で既に合計の視聴数が713件となっており、今後ますます増加するものと思っております。そういう意味においても、本定例会は、意義のある会になるものと感慨深いものがあります。

今回の質問事項は、上水道の漏水対策等と市長公約の実施状況について質問を行います。

なお、これらの件につきましては、過去に私を含む森、井村、岡崎、永野 修、永野裕夫、西原議員がそれぞれ質問をされており、それらの答弁を検証しながらの質問となりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

1点目の清水上水道の漏水対策と水源涵養林の取り組みについて質問を行います。今回はその後の取り組みの確認や経過についての質問をしますので、ご理解をお願いいたします。

まず、現在の漏水率について、水道課長にお伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） おはようございます。

上水道の施設は、加久見、浦尻、三崎の三つの施設であります。その上水道、本年途中までであります。4月から11月までの漏水率は23.56%となります。

以上です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

(3番 小川豊治君発言席)

○3番(小川豊治君) 今年度が23.56%、従来と余り違ってないかということでわかりましたが、一応、過去の5カ年の実績なんですが、平成19年度から23年度まで、以前に確か西原議員の答弁で、市内全体の中の答弁をいただいています、上水道に関して、わかっておれば、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(岡林守正君) 水道課長。

(水道課長 山本 豊君自席)

○水道課長(山本 豊君) お答えいたします。

今回、上水道ということですので、前課長が以前に答弁したのは全体の漏水率でありますので、若干異なります。

平成19年度20.70%、平成20年度20.50%、平成21年度23.78%、平成22年度26.54%、平成23年度は21.87%であります。なお、上水道の場合は、短時間、短期間の漏水でも本管の口径が大きいことから、数字に大きな影響を及ぼすことが多々ありますので、ご理解願います。

○議長(岡林守正君) 3番 小川豊治君。

(3番 小川豊治君発言席)

○3番(小川豊治君) いずれにしても、20%以上の漏水率ということがわかりましたが、実はこの漏水について、高い数字じゃないですか。これについての課長として、現状認識はどのように捉えているか、お伺いをいたします。

○議長(岡林守正君) 水道課長。

(水道課長 山本 豊君自席)

○水道課長(山本 豊君) 20%を超える漏水率であり、早急な改善が求められています。

課としては、最重点課題と位置づけ、漏水の全体像の把握と修繕の継続実施に努めています。

現状では、県下11市の中でも高い漏水率であると認識しており、貴重な水資源を分けていただいている加久見地区の皆様に感謝申し上げるとともに、大変申しわけなく思います。

漏水対策で実績を上げている他市の事例を参考に、効率的・効果的な対策を実施すべく、平成25年度予算計上を進めております。

○議長(岡林守正君) 3番 小川豊治君。

(3番 小川豊治君発言席)

○3番(小川豊治君) 課長から最重要課題で取り組むということで答弁をいただきました。そこで、一応、過去の事例から見ると、専門業者へこの漏水調査の委託を行うということなんですが、その結果についてお伺いします。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 従来、漏水調査は、配水管の布設状況を理解しているOB職員の協力を得て、漏水の疑いの高い地区と老朽化が著しい地区を中心に行ってきました。

しかしながら、全体でどれくらいの漏水箇所があるのか、その改修にどれだけの費用が必要なのか把握できていないため、平成25年度から上水道の地域を市街地と三崎に分け、平成25年度は市街地全域を370万円かけて専門業者に委託します。

それを地図におとし、漏水箇所が多いところは布設替えて、単発的な箇所は部分的な改修工事で対応していきたいと思っています。

平成26年度には、三崎地区を予定しております。

ご質問にありましたように、専門業者へは、今までは委託は行っておりません。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 私が問うたのは、専門業者へ調査委託したかということだけでしたけれど、今後、来年度含めて答弁いただきましたが、実は、確か昨年6月だったと思いますが、課長の答弁の中では、専門業者に漏水調査を行うということはこの場で明確に答弁しているんです。それが何年かたって、まだされてないということなんですが、ただ、今言うように、OBが調査をしたということですが、ただなかなか把握ができづらいという答弁でしたが、いわゆる専門業者の調査をしなかったということについては、何か理由があるがですか。その辺どうでしょうか。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 前回の課長の答弁内容を見ましたけど、検討したいというようなことでなかったかと思いますが、特に専門業者に委託しなかったという理由は、特別にはございません。OBの方は管路も知っておりますし、漏水の数字的に高いところから調査をしております。それでその結果、29年まで配水管の布設替えの計画もしておりますし、現状はその対応をやっているというところです。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 実は、ちょっと課長と私と認識が違いまして、するという答弁したと思うがです。ちょっとその点、再度、また確認をしていただきたいと思います。

そして、ぜひ、いずれにしても専門調査でなくても、OBでも構わんと思うんですが、そこ

あたりぜひ調査をして、改善に努めていただきたいと思います。

次に、漏水調査に伴う23年度の決算額と24年度の予算額、現在です。そして来年度の予算計上の見込みと言いますか、それはどの程度を見込んでいますかお伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 漏水対策関連予算は、漏水調査費と修繕料のうち、漏水調査に係る部分、さらに老朽化した配水管の布設替えの経費の合計となります。

平成23年度決算額で3,419万1,333円であります。

平成24年度は、現在の執行済み額と見込みで3,058万円になる見込みです。

平成25年度予算計上予定額で4,830万円であります。

以上です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 済みません。25年度の見込み額は6,800万円。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 25年度予算計上予定額4,830万円です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 一応、そうすると、来年度は課長の答弁によりますと、大幅な増額。今年度の見込みから言うと、1,800万円増額をしていただくということで理解してよろしいでしょうか。

次に、今後の改良計画についてお伺いをいたします。

本年度の改良計画予算額と本管の改良延長は幾らになるか、お伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） ちょっと済みません。本年度の分ですか。

24年度は、汐見町・浜町、三崎五台地周辺で、延長が785m、約3,000万円を見込んでいます。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 一応、785m、3,000万円ということですが、実は市内全体の本

管の総延長160キロですわね。そのうちに改良済みというところが大体10キロということで、従来から説明を受けておりますが、古いタイプのVP管が150キロ残っているということのようですが、先ほどの課長の答弁によりますと、大体今年度が785mということですが、そうすると、この計画で実績でずっと改良していくと、単純に計算しても全面改良まで150年かかるということになります。ただ、その中で古いタイプが全部が全部壊れるということはないと思いますけども、状況によって違うと思うわけですが、そうすると、いわれるように単純に考えても150年かかる。そういうふうに捉えてよいのですか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） ご指摘のように、古い配水管が150キロほどあります。今までの7年計画でいきますと、大体年間1キロ弱、3,000万円くらいかけて1キロ弱になります。単純計算でいくと、これは160年、70年かかるというようになりますので、私としては、この配水管の布設替え、これは漏水対策でもありますけど、耐震化の推進というように捉えております。先ほど言いましたように、漏水は、配水管全てから漏水しているわけではありませんので、来年度から特に上水を2カ年に分けて専門業者に委託して、その漏水箇所を地図の上に落として、点が集中するところは布設替え、いわゆる線に対応すると。単発的な漏水箇所については、通常の漏水工事で対応していくという形でやって、水道の場合は、直せばまた隣があれするということがありますので、そしてまた調査をします。別の箇所が漏水していないか、調査、修繕、調査、修繕を繰り返していけば、数年たてば一定、成果が上がってくると思いますので、完全な布設替えで漏水対策ということではなくて、そういう形でやっていきたいと。布設替えは、今後の耐震化の推進という形で継続してやっていきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 2カ年で専門業者へ委託をするということで理解をいたしました。

課長、今、前向きな答弁いただきましたが、これまで一般質問や決算審査を通じて、私をはじめとして、各議員よりこの対策について早急に、しかも積極的に取り組むようそれぞれ皆さんが意見を出されております。

市長も一時、5年をめどに改善をしたいというふうに言われておりました。しかし、その後、担当課長としてはなかなか厳しいので、10年間は必要であろうということですが、平成23年度に具体的な箇所と予算をあげて、計画では10年だけれども、やはり予算の関係があるので7年間に短縮したい計画であるというふうなような答弁であったと思いますけど、そう

いった中で、果たして、今、課長の姿勢は十分わかりますが、この中でこういった形で3,000万円組んで、1キロ伸ばしていくということになれば、市長の言われる7年間ではなかなかちょっと完成が難しいのではないかと。ただ、課長が先ほど答弁しましたように、全部が全部破損するわけではないですけれども、果たして7年間でこの状況で改善ができるか、ちょっと難しいのではないかと考えられますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 7年の布設替え計画で約6.4キロほどの改修になります。

前回、議員からもご指摘がありましたように、その分でどれだけ漏水率が改善できるかというようなご質問があったかと思いますが、前課長が単純な卓上との計算ということで、約1.1%くらい改善されるというように答弁しております。

23%台の漏水の中で、7年間やっても1.1%ぐらいしかできないという数字であります。

先ほど言いましたように、この布設替えで漏水率が全て改善できるとは思っておりませんので、布設替えは計画的に実施しながらも、来年以降の調査を受けて、大幅な見直し、今までは全体的な清水全地区の漏水状態というのが把握できておりません。部分的にはできておりますけど、今回、この2カ年で市街地、三崎の漏水を全てとりあえず一旦は調査して、抜本的な効率的な効果的な配水管の布設替えと単発の漏水修繕を含めた漏水対策を実施していきたいと考えておりますので、この計画についても調査結果が出次第、見直していきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 来年度、市街地と三崎中心に積極的に取り組みをしたいということで、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、市長にお伺いをいたします。

改良計画について、先ほど言いましたように、7年間で実施をするということで、以前に私が決算審査の中でも予算が少ないのではないかとというようなことも質問しまして、市長自身もこれほど改良予算が少ないとは認識不足であったというふうなことの意味表示があったわけですけれども、来年度より大幅な予算の増額をしたいというふうな答弁だったというふうに記憶しておりますが、再確認の意味を込めまして、来年度はどの程度の予算を組まれるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 今、課長がお答えしましたように、来年度につきましては、布設替え漏水対策を含めまして、全体で4,830万円ということで、原案では3,800万円程度でございましたけど、私もこの問題については非常に深刻に考えておりますので、1,000万円程度の上乗せを指示したところであります。

なお、全体計画につきましては、5年、10年、さらにまた7年と変遷しておりますけど、今、聞きましたように、全面的に布設替えいたしますと、百何十年かかると。それは到底不可能ですので、安芸市や高知市がやっているような、とりあえず危ないところをチェックして、そこから直していく。順次直していくという方向で、安芸市も高知市も相当効果を上げておりますから、それに切りかえて早急にとりあえず全体の漏水率を上げようということで指示をしております。その効果が見えてくるのではないかと考えております。ですから、今後は、思い切ってやりたいと思うんですが、前から言っておりますように4億円程度の基金がありまして、これを何とか利用してでもという指示をいたしましたけれども、資金会計と収支計画、水道事業の中で二つの会計があるじゃないですか。その仕組みで簡単に4億円を他の会計に流用できないというのが、いろいろな問題があるようでして、私は、専門的にはよくわかりませんが、会計の問題については。ですから、それを改善するよというところが一つ。もう一つは、聞きますと、給水人口が段々減りまして、そうして料金収入が減っておると。ですから、一方でこういう改修計画どんどんふえますと、近い将来、水道料金の値上げも当然話題にのぼってくるということで、全体の計画を早急に見直しを立てないと、軽々には言えないのではないかとこの庁内の我々の判断もありまして、今のところ、来年についてはとりあえず4,000万円もの予算で対応して、大幅なできるだけ7年に近いような計画に進めてまいりたいというふうな水道課の職員に叱咤激励しているところでございます。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） いつも私は一般質問とか、決算審査を通じて、漏水対策には随分と質問をさせていただいておりますが、来年度は1,800万円増額ということですので、そして今、市長の答弁の中では、せめて高知市、安芸市並みにはもっていきたいということなんですが、そうすると、6%、7%の数字、なかなか厳しいですけど、ぜひ、そういった方向に向けて取り組みをお願いしたいと思います。

実は、その漏水にかかわる経費なんですけど、ちょっと以前の答弁によりますと、平均の20.3%の漏水率で計算をしてみると、1年間の電気料が415万円、人件費や材料費等を含めた修繕に要する工事費が1,168万円、合計で1,583万円、これだけ経費がかかっているということでございますので、給水戸数が7,817戸で割ると、1戸当たり2,000円、これ

だけ無駄な経費がかかっておる。ちなみに、1戸当たりの基本料金、口径13ミリの場合は913円ですので、2カ月間が無駄になっておる。こういった計算になります。考えてみると、これは非常に大きな額であると思います。そしてまた、これとは直接関係ありませんけれども、先ほど、橋本議員から質疑ありましたが、水道料金の滞納額、10月末の今年度ですけれども、現年が478万9,000円、過年度分が2,595万8,000円、合計で3,047万4,000円の滞納額があるようでございますが、これらを含めてみると、なかなか水道会計も厳しい実態にあらうとこれからも推察をされると思います。多分、このことについては、監査委員の岡崎議員からも指導は過去随分していただいているようですけれども、ぜひ、可能な限り、事業の推進を図っていただいて、漏水の防止に努めていただきたいと思います。強く要望をしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、加久見川水域の流域面積について水道課長にお伺いをいたします。

流域面積とその内訳、国有林と民有林の面積は幾らか、お伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 加久見川流域の流域面積であります。約775ヘクタールであります。そのうちの388ヘクタールが国有林で、約50%となります。この辺に市有林、市の山はございませんので、残りは民有林と思われます。

以上です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 775ヘクタール、大体民有林と国有林と半々ということですかね。

23年6月、いわゆる水源涵養林の関係ですが、国有林、あるいはまた民有林を含めて、農林業振興課と水道課長を交えて、実態調査をすると。水源涵養林として積極的に手だてをしなければならぬというふうに答弁をされておると思いますが、また、加久見地区との協定書の中にも、水源涵養林等の水源環境保全対策を講ずるとされております。

その後、国有林との協議はなされているか、その点について経過を含めてお伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） ちょっと申し忘れておりましたけれども、国有林388ヘクタールの中に212ヘクタール、これは水源涵養保安林に指定されております。

水源涵養のための保育間伐を平成22年度に犬串地区4.2ヘクタールを実施しております。

また、平成23年度は、小川の谷周辺の国有林15ヘクタール、平成24年度は岩風呂の国有林21ヘクタールの間伐を実施しました。岩風呂については、引き続き平成28年までに約45ヘクタールの間伐を予定しているというように聞いております。

国有林を管理する四万十森林管理署、森林組合には、流域の水源涵養に対しまして、多大なご協力をいただいているところです。また、森林組合長の話では、横道部落の上流域には、今のところ、施業を実施する山林はないと。既に実施済みであるということでもあります。

一方、水源環境保全対策の一環として、稚アユの放流は毎年実施していますが、表流水が一時的ではありますが、枯れるときもあり、その効果が期待できにくい状況にあり、今後については地元とも協議を継続していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 国有林については、一定、平成22年から実施されたということですが、この実施については水道課長との協議の中でされたのか、その経過についてちょっとお聞きしたいと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 国有林は、計画的に施業をされておりますが、今現在の計画が平成24年から28年までの5カ年の計画であります。前課長が国有林の施業を依頼に行っておりますので、その成果がどうかは明らかではありませんけど、国のほうは計画的に5カ年ということで、ちょうど24年からそれまではなかったものが実施していただいておりますので、その成果ではないかと思っております。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 以前に、担当課長がいわゆる林野庁と協議してお願いしたということで、その成果ではなかろうかというふうなことです。ぜひ、今後においても引き続いて、平成28年度までは計画にあがっているという答弁でしたので、今後、引き続いて、ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

次に、国有林はその計画で進めていただけて結構ですけど、民有林なんですけども、民有林も結構広葉樹林、常緑広葉樹林が結構あります。そこで以前に、課長自身も地元とも協議しながら、この水源涵養林の育成に進めたいというふうにされていますが、その後、1年6カ月経過しましたがけれども、11月30日に区長に聞きますと、その後、水道課から何の連絡もない

と。相談もないということなんですが、この点についてもぜひ、地元の区長を中心として、協議を進めていただきたいと思うわけですが、相談はないということですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 私は、今年4月からであります、区長と水源涵養について協議したことはございません。先ほど言われてたとおりであります。

しかしながら、非常に対象が民有林ということで、所有権がないところでありますので、難しいところありますけど、水源涵養について、地元の皆さんの情報も教えていただきたいところもありますので、協議をしていきたいと思えます。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） ぜひ、課長、進めたいということでしてしますので、ぜひ積極的に民有林を含めて、ぜひ、進めていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

一応、実際問題として、一日平均加久見から3,000トンの水量をくみ上げております。そのうちの約4分の1、先ほどちょっと答弁の中では23%でしたけれども、750トンが全く無駄になっておるといふこの現実。以前、岡崎議員もこの点についても指摘をいたしました、それだけ余分な経費もかかっておりますし、先ほど説明しましたように、非常に経費がかかっております。近隣の四万十市や宿毛市のように、大きな河川があれば、特に問題はないかと思われましても、実に小さな加久見川を水源としており、数日間雨が降らなければ、河床がすぐ干せる。年によっては、稲作に影響が出ております。この現実を深く認識をしていただきたいのです。さきにも一部紹介しましたが、全国で多くの市町村が安定的な水源対策として、水源涵養林の指定や常緑広葉樹林の育成に取り組んでおります。

ちなみに、ちょっとこれ古い資料ですけども、2006年現在で、日本の森林の約45%の1,142万ヘクタールが水源涵養林として保安林に指定されておるといふことでございます。そしてまた、これ森林開発公団、現在は森林農地整備センターと名称が変わっておるようですが、水源林造成事業として、全国で約46万ヘクタールの契約を結んで水源林の整備に努めておるといふことで、かなりの地域が全国的に見ても、水源涵養林として指定をされています。

また、本市の場合、うちの第6次の振興計画、これは平成18年から平成27年までの計画ですけども、その振興計画の中で水源対策として、いわゆる良質で豊富な水源の確保に努め、市街地地区の新たな水源を地を加久見川の上流へ整備すると。また、水資源を守るために、水源

涵養林などの整備を積極的に進めるよう、各機関へ要請をしていきますということで、平成18年の第6次の振興計画の基本として、積極的に進めるということで、かちっと位置づけをされております。

そういったことを考えますと、ちょっと具体的な進展がまだまだ見られない、このように私は思っております。

議会での答弁となると、市民に対しての約束、いわゆる行政責任があると思うがですけども、ぜひ、今後、課長も先ほど答弁いただきましたけども、積極的な気持ちで取り組んでほしい、このように思うわけですけども、再度、課長、答弁があれば求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 水道課長。

（水道課長 山本 豊君自席）

○水道課長（山本 豊君） 現在の水源涵養の対策は、国有林頼みみたいところがございまして、民有林に対する対応はできていないというご指摘のとおりであります。

なかなか個人資産であり、踏み込んだ対応ができていないのが現状ではあります、国有林は国有林でしっかりと管理していただいておりますので、今後、民有林、なかなか買収して管理というところまではいかないかもわかりませんが、そういう要望があれば、やはり水源涵養、漏水率の減少というのは私ども、同じ考えでありますので、努めていきたいと思っておりますし、また身近な情報があれば、ぜひともまた教えていただきたいというように思っております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 情報も教えますし、またお互い協力ということで、協議をしながらぜひお願いしたいと思います。

以前にも言いましたが、三崎川については随分と水源涵養林の指定もされておりますし、先ほど、加久見川についても、林野庁の国有林について水源涵養林があるということで、私も実は知らなかったんです。この場で以前から全然してないという答弁をいただいておりますので、今回初めてわかりましたので、積極的な取り組みをぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、市長にお伺いをいたします。

随分とこの問題について一般質問、予算委員会の中でも質問をさせていただきましたが、市長は一昨年ちょうど加久見川があんな状態で、非常に渇水の状態でありましたが、オートバイでも個人的に随分と現地を見ていただいておりますので、現状認識は十分してお伺いしておりますが、ぜひ、今後、これらの対策について、長いスパンで見れば、やはりどうしたって水源涵養林の育成が必要であると思うがですけども、この点についてはぜひ、積極的に取り

組んでいただきたいとこのように思うところでございますけれども、市長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 課長がお答えしましたように、水をいただいている加久見川の流域面積、全体の中で約49%の国有林の水源涵養林に指定されてやっているとあるということがわかりまして、私もすごいねという話をしたんですが、翻って、民有林はどうするかという問題がございます。課長がだんだん説明しますように、民有林の場合は、木の処分について、強制的に規制はできません。それをやるとすれば、例えばそれに対する一定の補償ないしは補植とか、造林とか、いろんなことに対する助成制度も考えないと、ただ民有林を一方的に水源涵養林にしたいから、協力を頼むというだけではないか。その辺をもうちょっと具体的に一步踏み込んだ対応を考えないと、それこそ何年たっても話はしたけど、だめだということになりますので、もうちょっと積極的に民有林については対策を考える。国有林につきましては、ないしは広葉樹につきましては、これは水源涵養林ということで、積極的な対応をお願いできると思います。問題は民有林ですので、その辺を今後もうちょっと踏み込んだ対応をする必要があるんじゃないか。それは助成も含めて、そういうことを考えなきゃいけないんじゃないか、こういうふう考えております。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 一応、その民有林については、今後、助成制度も含めて、積極的に考えるということですので、先ほど私、ちょっと一部紹介しましたように、全国的に上水をしているところでは事例がたくさんありますので、ぜひ参考にさせていただいて、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、2点目の市長公約に対する実施状況と今後の実現の見通しについて行います。

最近、国や地方において選挙の際における国民や市民、いわゆる有権者に対し、立候補者として政策を掲げ、その政策により有権者が判断し、投票する。以前には、大局的に見て、それぞれの所属政党を中心とした選択でありましたけれども、ここ数年来、支持政党なしが約4割を超える状況であります。

さきの衆議院選挙におきましても、選挙公約、マニフェストが大きな選択肢でありました。本市の市長選挙戦でも、議員、市特別職、市職員の報酬や給料のカット、株式会社元気プロジェクトの社長兼任の件、中学校統合問題など、市長選挙における選択の大きな役目であったのではないかと考えるところであります。

21年5月26日の高知新聞の解説によりますと、杉村候補は、具体的に市民にわかりやすい政策を提示したことも奏功、現状を見出しにくい市民の心に一定、響いたと言える。と勝利の要因を分析されております。

その後、今日まで、3年6カ月経過しましたので、それらの公約について、一部ではありますけれども、現在までの取り組みや状況について、お伺いをいたします。

1点目の竜串子ども公園、いわゆる小動物の飼育について、現在の進展状況、現状について、産業振興課長にお伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） 竜串子ども公園とのご質問であります。市長の公約でありました小動物ふれあい公園の整備と理解してお答えいたします。

この件につきましては、これまで竜串観光振興会を中心とした地元メンバーと竜串地域における課題、それからその振興策について話し合う中で、小動物ふれあい公園の整備についても意見交換を行ってまいりましたが、地域より動物のにおいの問題、また、汚物処理の問題、設置場所等、意見がまとまっておりません。公園を実現するための条件整備や課題の解消までの具体的な協議、検討にまで至っておりません。

なお、実施に向けての取り組みといたしましては、平成22年地域アクションプランに採択された竜串観光再発見事業の一環として、県産業振興推進総合支援事業（ステップアップ事業）を活用し、交流施設のあり方、体験プログラムの開発などに合わせて、観光振興策を検討する中で、インターネットでの消費者調査を行っておりますが、アンケートの結果は、小動物ふれあい公園について、興味があるは14%、やや興味があるが28%となっておりまして、合わせた関心率は42%でありました。

いずれにいたしましても、本年度採用された実践型地域雇用創造事業で、専門的な知識を持ったアドバイザーの指導を受けながら、さらに竜串地域の課題を総合的に整理して、具体的な振興計画案を早急に示せるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 22年に地元で協議をされたということで、においの問題や汚水の関係で結論に至っていないということですが、今回、新たにインターネットで調査を行って、今後検討するということのようなようだったようですが、先ほど課長の答弁と重複するかもわかりませんが、この22年の時点で、県の産業振興計画の中で、内示の採択を得たというふうにお聞き

していますが、その採択後について、今の答弁の中では、ちょっとまだ検討するかなということなんですが、その22年で採択になって2年間たちますが、その後は県との産業振興計画の中の整合性と言いますか、それはどうなったがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） これについては、23年度、交流施設、それから小動物公園も視野に入れて、その施設整備のあり方、それからサンゴの保全やメニューづくりなど、ソフト事業について、22年度に協議しておりました。

それから、23年度はさらに具体的な情報発信の方法として、インターネットでの情報発信、それから旅行誌とタイアップした情報発信、そういうことをこの2カ年で行っております。22年、23年で行っております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 一応、ちょっと私の受けとめ方が違っておったようですが、実は私自身が竜串のふれあい小動物ということだけ捉えてましたので、今、課長の答弁では、23年度は県の産業振興計画の中では、施設を含めた全ての全体計画の中のソフト事業ということで、23年度については情報発信、先ほど言いましたインターネットを中心とした調査ということの捉え方ですので、ちょっと私はその小動物だけの計画という捉え方してますので、一定理解しましたが、だんだんの今までの経過の中で、一般質問のやりとりの中で、土地の提示場所もあったというふうなことで、具体的にすぐやるというような方向づけが一定示されましたので、もし構わなければ、予定されておった土地はどこか、それわかっておれば答弁願いたいと思います。

○議長（岡林守正君） 産業振興課長。

（産業振興課長 泥谷光信君自席）

○産業振興課長（泥谷光信君） 数カ所、候補地には挙がっていたようですが、具体的にここというような協議というのは私のほうは知っておりません。ただ、複数の候補地があったということで、爪白を含めた地域での議論があったというふうにお聞きしております。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 数カ所あったということで承知してないということですが、実は、土地の提示もあって、内諾もあったと答弁いただいておりますけど、まだ協議中のようござい

ますので、今後、ぜひ、総合的な検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、市長にお伺いをいたします。

第6次総合振興計画の前期実施計画の基本として、五つの事業をあげておりますけれども、その中で当面の取り組みとして、竜串小動物公園をあげております。

先ほど、課長の答弁では、場所を含めてまだ数点あるようではございますけれども、具体的な答弁はありませんでしたけれども、市長の答弁の中ではすぐ開設をする見通しであるというふうなことであったと思っておりますけれども、まだ実現になってませんが、今後、具体的な見通しについて、どうなるのかお伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） この問題につきましては、すぐやるというような答弁はした記憶はありませんけれども、かなり具体的になっておるイメージでございまして、土地も特定されておるといふ答弁をいたしました。

実は、今亡くなりましたけど、前爪白区長さんが中心になって、竜串観光振興会の中でこの問題を何回も討議していただきまして、先ほど課長が答弁いたしましたように、ふん尿の処理問題だとか、汚物のにおいの問題だとか、いろんなことがあって、なかなかオーケーがとれないという経過があって、そして今日に来ておりますけれども、その間にこの施設も含む竜串全体の開発計画について、県のいろんな制度を使いながら、最近アドバイザーも委嘱いたしまして、全体的な当面の竜串の観光策を、開発策を検討しているさなかでございまして、その中でも位置づけはされておりますが、現状を申しますと、今のところ、早急に子ども動物公園ができるような方向は見られておりませんが、最近、競馬の廃馬と言いましょか、その馬を買い取って、自分のところで小さな牧場をやっている人がおまして、何百人というすごい署名をとって、市長の言われる動物公園をぜひこの計画と一緒にしてやってもらいたいということがありまして、今、それを中心に非公式に話し合いが進んでおるといふ状況でございまして、ですから、竜串などを含めた場所が話題にあがりましたけれども、それはちょっと実現は難しいかなと思っておりますので、牧場も含めて、竜串などに限定せずに、広い意味で三崎地区全体として可能かどうかという動きが内部としてはあります。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 一応、早急にこの問題はやらないということで、馬の公園を含めて、非公式に進んでおるといふことですので、私も実はこの件についてぜひしてほしいとか、しなくても良いということではできませんけれども、市長の政策の位置づけで重要な位置を占めてま

したので、この点については地元の皆さんと汚水の問題とかあるようでございますので、進めていただきたいと思います。

次に、あしずり港の大型釣り堀と観光磯焼きですけれども、ちょっと時間の都合がありますので、もし時間があれば、また質問させていただきますが、前後になりまして、申しわけありませんが、次に、学童保育の充実強化についてお伺いをいたしたいと思います。

生涯学習課長にお伺いをいたします。

過去5年間の入所児童数の推移についてお伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 山下博道君自席）

○生涯学習課長（山下博道君） お答えいたします。

学童保育は、厚生労働省の補助事業である高知県放課後児童健全育成事業を平成13年度から導入し、清水小学校の空き教室を活用して実施しています。この事業は、清水小学校に就学している児童であって、その保護者が労働などにより昼間、家にいない小学校児童などの育成指導に資するため、遊びを主とする安全・安心のもとに保育することを目的としております。

学童保育所「清水小にこにこクラブ」の過去5年間の入所児童の推移は、平成19年度43名、20年度49名、21年度50名、22年度48名、23年度44名です。

年度途中ですが、本年度、24年度は11月末現在54名となっております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 推移はわかりました。

次に、実は、先月5日に総務文教常任委員会で、現地視察を行いました。ちょうど当日、あいにくの雨でしたので、1教室に50名ほどの児童が入り、それは大変にぎやかな実態でありました。

わずか30分ほどの視察で、この状況が児童生徒の健全な育成に与える影響は、教育面からよいのか、悪いのか、実は私自身ははっきりわかりませんが、狭隘な教室に余りにも多くの児童で、大変驚いたところであります。

この学童保育については、小学校低学年の児童等の育成指導に資するため、遊びを中心として健全育成を図ることを目的とするとありますけれども、この状況について担当課長はどのように捉えているか、お伺いをいたします。

○議長（岡林守正君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 山下博道君自席）

○生涯学習課長（山下博道君） お答えいたします。

現在の学童保育は、教室内のほか、屋外保育として校庭・公園・施設見学などを実施しておりますが、天候の悪いときなど、屋外保育ができない場合、1教室だけでは手狭となる場合がありますので、今後、入所児童の状況を把握しながら、指導員、運営委員会、学校側と協議の上、施設の整備や体育館などを活用した学童保育の運営委託を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 一応、現状を理解していただいておりますので、今後、関係機関と協議をして、体育館等を利用したいということですので、できればぜひその方向でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、市長にお伺いしますが、実はその学童保育の現場ですが、現地視察に行ったことが、市長、あるでしょうか。その点。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 現場は見たことはありません。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 先ほど言いましたように、私も実は初めて行ったんです。ただ、一つの小さな部屋に50人いて、ちょうど雨が降って、外へ出れない関係もあって、すごい数でしたので、ぜひ、できれば今後、少なくとも2部屋とか、そういったことで、学童保育の充実強化ということは市長の目玉としてあげてます。それらを鑑みると、ぜひ今後、環境整備も含めて、先ほど課長のほうは、体育館等も利用したいということで答弁いただきましたが、小学校との関係もありますので、一概に言えないと思いますが、ぜひ、来年度に向かって教室をふやすなり、そういったことのお取り組みをお願いしたいのですが、その点いかがですか。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 質問の打ち合わせ会をしている中で、この問題については、私も実はびっくりして実態がわかりました。

最後に、教育長も含めて協議した中では、こういう問題については、皆さんが現場視察して問題になる以前に、当然、毎日毎日、学童保育に携わっている職員の方々が、これはいかんと思ったら体育館を利用できるわけですから、臨機応変に、即時即決で学校の校長ないしは教頭

さん方をお願いして、ぱっとやったらいいじゃないと言ったら、教育長もそのとおりですと言いましたから、これは早速、教育委員会とも話して、現場の先生の判断で、きょうはそういう状況だと思ったら、すぐ体育館を使うとか、臨機応変にやってもらうという方向で、これはすぐ解決できるんじゃないかと思っておりますから、そういうことをなお、教育長を通じて現場の指示を強化したいと思います。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君発言席）

○3番（小川豊治君） 市長、自分も思いの中で、これちょっとまずいんじゃないかという感じがありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほど言ひましたように、あしずり港の問題とか、シルバータウン構想、いろいろ質問通告してはいましたけども、ちょうど時間が来ましたので、申しわけないんですけども、ちょっとその質問ようできません。最後、まとまりのない質問になりましたけれども、これで一般質問を終わります。

○議長（岡林守正君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時40分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

4番 西原強志君。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） こんにちは。同志会の西原強志でございます。一般質問の初日ということで、張り切って質問していきたいと思ひますので、しばらくの間、ご清聴くださいますようお願いいたします。

通告に基づきまして、一般質問をしまいりますので、執行部の適切なる答弁をお願いいたしまして、質問に入ります。

私の質問は、以下4点について執行部の考えなどを質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

1点目の財政健全化についてであります。以下、何点かについて企画財政課長にお伺ひいたします。

はじめに、衆議院の解散に伴い、師走での総選挙となったところであります。2013年の政府予算案と同様、地方自治体の財政運営の指針となる地方財政計画の決定が年明けにずれ込むことが確実になったとの新聞等の報道があったところであります。

このことにより、収入の柱である地方交付税が決まらないため、自治体の予算編成作業に支障が出るのは確実であるところです。

地方財政計画で公共事業や福祉、教育経費などの支出規模を算出し、地方に配分する交付税の総額を決定するとされているところでもあります。

このような中で、平成25年度の予算編成作業に取りかかっていることと思います。先ほども申し上げましたが、国から示された地方財政計画が決定されていない状況ではありますが、本市の予算編成方針はどのように示されているのか、答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 議員ご指摘のように、国の地財計画につきましては、来年年明けにずれ込むということで、大変現在、不透明な状況となっております。

ただ、その中にありましても、市民生活に重大な影響を及ぼす25年度の当初予算につきましては、粛々と編成方針に基づきまして、準備を進めておるところであります。予算編成の基本方針といたしましては、厳しい財政状況のもと、危機感を改めて認識をする中で、第6次総合振興計画との整合性を保ちながら、大震災の教訓を踏まえ、市民の安全と命を守る対策を最優先といたしまして、6つの重点施策を示し、課題解決と飛躍を図るため、斬新な発想と手法で編成することとしております。

具体的には、要求段階から歳出抑制を図るため、シーリング（予算見積限度額）方式を導入いたしました。

また、重点施策を具体的に強化推進するため、特別枠事業を設定したところでもあります。

以上であります。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 課長の答弁では、第6次総合振興計画に基づいて、事業実施するということではありますが、6点の重点施策を掲げているとの答弁でありました。

続きまして、企画財政課長にお伺いいたします。

予算編成に当たって、不透明な部分が多くあるかと思いますが、平成25年度の当初予算規模の見込み額はどのようになっているのか、現時点での見込みで結構ではありますが、答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 平成25年度当初予算の規模についてであります。現在、

各課からの予算要求の提出を受けまして、現在、要求額ベースでの集計中であります。現段階では、当初予算の具体的な規模については明確な答弁ができる状況にはございませんが、ただ、前年度よりは若干、下回るというふうに見込みをいたしております。

以上であります。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 全体的な要求があつて、集計ができてないということでありまして。そのことは予想しておりました。23年度につきましては、当初予算が119億8,600万円、24年度は108億7,500万円ということになっておりますので、これは消防庁舎、清水中学校等の改築事業がありましたので、予算が多少、ふくらんでおるといふことになりますので、これより下回るということのようではありますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、企画財政課長にお伺ひいたします。

重点施策について、どのような事業実施を予定しているのか、答弁をお願ひいたします。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 平成25年度の予算編成に当たりまして、6つの重点施策を掲げ、これらの重点施策を具体的に強化を推進するために、別途、幾つかの特別枠事業も示したところであります。6つの重点施策について、具体的に答弁をさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、南海地震津波対策の強化であります。2点目に中山間地域対策の強化であります。第3点目として、第三土地区画整理事業の推進、4点目に産業振興・雇用拡大策、5点目といたしまして、再生可能エネルギー活用事業の推進、6点目に太陽光発電事業と連動した旧中浜清掃センターの解体撤去、以上の6つを重点施策として予算編成に当たることといたしております。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 課長から6つの重点施策についての答弁がありました。

どれもこれも本当に重要な事項であるわけでありまして、その中で、私、1点だけ、昨年12月に旧中浜清掃センターの撤去について要請した経過があります。それもこの6つの重点施策の中にはめていただいているということで、部落をはじめ、地域住民は本当に期待しているところであると思ひます。

6つの重点施策については、ぜひ取りかかっていたきたいと思ひますし、特に、南海地震対策、津波対策については、待ったなしの状況でありますので、ぜひ、予算の許す限り、予算

化して対応していただきたいとそのように考えております。

続きまして、企画財政課長にお伺いいたします。

赤字国債発税法案は、与野党が解散時期など総選挙をにらんだ駆け引き等を行ったことによりまして、ようやく先月の11月16日に今年度予算の執行に必要な同案が可決成立したところであります。

これによって、向こう3カ年は、同法案による27年度まで赤字国債の発行を自動的に認めることも合意したとされているところであります。都道府県及び各市町村等においては、11月に交付される予定の地方交付税等に対し、法案の成立がおくれたことでかなりの影響があったとの報道があったところであります。

本市においては、財政的にどのような影響があったのか、答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 法案の成立のおくれによります本市への財政的影響につきましては、通常、普通交付税が11月2日に交付予定であったものが、19日に交付となりました。実質、17日間のおくれとなったところであります。11月普通交付税の交付額は、9億1,725万5,000円となっております。支給延期となった17日間における一時借入金につきましては、最低9,600万円から最高2億2,600万円となっております。この借入れによる利子は、利率0.15%、借入期間は17日間でありますので、試算をいたしますと約1万円となり、この利子分が実質的な財政的影響額となるところであります。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 報道機関が余り騒ぐような結果ではなかったというように思いますし、9億2,000万円の地方交付税が19日に交付されたということで、本市についてはもちろん銀行の利子等が低い関係もあろうかと思いますが、少額であったというように思っております。ありがとうございます。

引き続きまして、企画財政課長にお伺いいたします。

財政を運営する上で、起債を起こし、その起債を将来にわたって償還していく指数として用いられているものであります、実質公債費比率についてお伺いいたします。

ご承知のとおり、この指数は、18%以上の団体は引き続き地方債の発行に国の許可が必要であり、25%以上の団体については、一般事業等の地方債の制限を受けるとともに、早期健全化基準に当てはまるということのようではありますが、消防庁舎の改築、清水中学校改築等、大型事業が施行されており、地方債の借入額が大きくふくらんでいるところであります。

今後の事業実施を行う上において、本市の実質公債費比率の動向を注視していかなければなりません。今後5年間の実質公債費比率はどのように推移していくのか、答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 平成19年度からの推移を申し上げますと、19年度が19.8%、平成20年度は20.1%、平成21年度は19.3%、平成22年度が18.4%となっております。財政健全化法の施行以後、平成22年度決算値までは、本市も起債許可団体の基準18%を超えておりました、23年度決算では18%を下回る17.7%となったところであります。

今後の推移について申し上げますと、平成24年度につきましては、平成23年度と同程度の17.5%を見込んでおりますが、議員ご指摘のように、消防庁舎や清水中学校の建設に伴う起債償還の影響から、平成26年度以降、再び18%を超えると想定されておりました、現時点での想定では、平成28年度にピークを迎え、実質公債費比率は現段階での見込みでは、21.6%となる見通しとなっております。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） この指数につきましては、公債費に充当されました一般財源の一般財源総額に占める割合をあらわす比率でありますので、率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示すものでありますので、先ほど申し上げましたように、ぜひ、18%以下で財政運営を図られますようお願い申し上げます。

今の課長の答弁によりますと、23年度は17.7%、24年度が17.5%、28年度が21.6%になっておりますので、交付税等の収入についても、それによつての指数も変動すると思われまので、ぜひ、その辺も含めて、18%以下で推移されるよう、協力方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、企画財政課長にお伺ひいたします。

今後の財政運営状況について、お尋ねいたします。

平成24年10月17日の総務文教常任委員会において、本市の財政見通しについて企画財政課長から、その概要についての説明がありました、市民も、本市の今後の財政運営状況がどのように推移していくのか、大きな関心があるところであります。そういう意味からして、市民に対して報告する義務があるところです。歳入の見通しとしては、地方交付税等の今後の収入見込みや、また歳出の見通しとしては、人件費、扶助費、公債費、投資的経費等、今後、どのように歳入歳出のバランスを保ち、健全財政を堅持していくためにどのようにして財政運

営を図っていくのか、答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 現在の財政状況を申し上げます。

実質公債費比率につきましては、先ほど言いました17.7%、将来負担比率につきましては、13.4%となっております。現在、早期健全化基準の実質公債費比率25%、将来負担比率35.0%を下回っております。

ただ、県内市町村の平均値と比較をいたしますと、本市の数値はかなり高い数値となっております。県下平均値は、実質公債費比率が15.7%、将来負担比率が86.9%となっております。

また、来年度以降に想定をしております南海地震津波対策では、市街地保育所の高台移転でありますとか、清水小学校・市庁舎の耐震化でありますとか、消防無線や行政無線のデジタル化など、約43億円程度の事業が想定をされているところであります。

これらの実施に当たりまして、国・県の補助制度の活用は当然であります。起債に頼らざるを得ないのが本市の財政の現状であります。財政健全化を図るには、起債発行額を抑制することが基本であります。南海地震津波対策は市民の命に直結する重要課題であり、抑制はなかなか困難な状況にあるというふうに認識をしているところであります。

国の特別措置法の制定等の動向を勘案しながら、優良起債の活用を基本とするなど、これまでの起債依存型事業を見直し、財政指標への影響を注視しながら、早期健全化基準を上回ることがないように、中長期的な視点の中で、今後も財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 課長から財政基準の範囲内であるということの答弁をいただきました。

しかし、上のほうを推移されているようでありますので、ぜひ、その辺も含めて、今後の財政運営には頑張って取り組んでいただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、総務文教常任委員会で示された分につきましては、一応、来年度6,600万円の財源不足と、それから26年度が1,300万円、27年度が9,200万円、28年度は3億8,700万円、平成29年度が1億2,100万円、平成30年度は8,000万円というような見込みを立てておりますが、これは歳入によって歳出が決められるので、その調整はつくかと思っております。いずれにしても、財政的には厳しい状況には変わりないと思っておりますので、その辺も含めまして、健全化に努めていただきたいと思っております。

次に、市長にお伺いいたします。

ただ今企画財政課長から、今後の財政運用状況について答弁をいただきました。本市の財政事情は、景気低迷等により、市税の減少をはじめ、地方交付税の増収等が見込めない中、義務的経費の増加と財政運用は厳しい状況であります。待ったなしの対策として、南海地震津波対策関連事業が今後も増加することが予想されるところであります。

市長として、今後の財政運用について、どのように財政健全化に努めるのか、お伺いいたします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 担当課長が詳しく答弁しましたが、28年度がピークだということで、金額で言いますと3億8,000万円、財源不足ということになる予想でございます。

そして、ご指摘のありました実質公債費比率につきましても、そのピークの年に21.6%と国のレッドカードが25%でございますから、きわどいところでございます。国は実質は18%を超えますと、非常に指導があつて、いわゆるイエローカードが出されるわけですから、その範囲内というのが県・国を通じての指導でございます。ですから、28年度はちょっと高すぎるわけでございますけど、県下でよそのこと言うわけじゃありませんけど、高知市と安芸市は非常に高くございまして、高知市も20%を超えてございまして、安芸市は思い切った再建をいたしまして、今、イエローカードが外されるというところまでやってきました。うちは、今からイエローカードを超える状況になり得るということ。非常に心配しておりますけれども、一方で、どうしても予想される事業といたしましては、例えば清水小学校、現地で改築すると仮定いたしましても、約19億円見込まれております。それから清水保育園、これは緊急を要しますけども、これも約7億5,000万円程度予想をされております。こう考えますと、金の問題はともかくとして、命を守る、子どもたちを守るということになりますと、少々借金してでもやらないといかんと一方では課題もございまして、一体どういう財政運用にするか、その分、足りない分を人件費や物件費でという短絡的な結論は出せませんので、新しい政権がどうなるかという状況を見ながら、消費税の増税は決してよくありませんけども、消費税率を上げることによって、社会保障に全額使うと今の内閣は言っておりますけど、いろいろ地方に対する割戻などもありまして、これは今の交付税よりちょっといいかなという予想もありまして、好むと好まざるとにかかわらず、消費税増税も我々市長としては、ある程度、これは是認せざるを得ないと。財源として。そんな苦しい状況で今、考えておりますけど、基本的にはなるべく不要不急の、不要ということはないかもわかりませんが、不急の事業はなるべく先送りをするということで、緊急は防災・減災でございますけれども、そのようなことを考えながら、今後10年くらいは非常に厳しいかな。とりあえず28年度ピークについてどうするか、もっ

とものと切り込んだ財源対策が必要かなとこのように考えております。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） ただ今、市長から丁寧な答弁をいただきました。本当にここ10年は、先ほど私が申しましたように、何千万円かの赤字、予算不足が生じるというような報告を申し上げましたが、どうしても予算化するとしたら、どこかを落として歳入歳出合わせて予算計上するということになるかと思いますが、今後、予算化するにしても、やはり先のビジョンを見て、予算化するのが当然でありますので、ぜひ、財政硬直化の一步手前のような状況であります、その辺の予算編成に当たっては、十分配慮して、予算化に努めていただきたいと思います。

続きまして、2点目の市長選挙に伴う公約についてお伺いいたします。

杉村市長は、4年前に杉村章生とともに公正で透明な市政をつくりましようというキャッチフレーズを掲げ、2期連続の無投票は民主主義の根幹である有権者に投票権を与えないという重大な危機と認識して決意した。と言っておりました。

過去市長に就任して、し尿処理施設の建設や足摺温泉郷など、懸案事業を解決し、市政の混乱をおさめた過去を振り返り、今、停滞している市政向上のため、いま一度、奮闘しますと5つの公約を実行するとして、選挙公約を掲げ、現職断然有利と言われました市長選でしたが、大方の予想を覆して、見事に8年ぶりに市長の座に返り咲きを果たしたところであります。あれから4年、与党議員が過半数割れの中、市長には大変ご苦勞が多かったことと存じますが、そういう中でありましたが、確実に公約の推進に向けて取り組んでいるところであります。

地震津波に備え、災害発生時には司令塔としての役割を果たすこととなる消防庁舎の改築について、高台への移転改築を図り、また、耐震性の問題や地震津波対策の面から早急改築の必要性が迫っていました清水中学校の改築についても、来年4月に5校が統合し、新校舎として生まれ変わることになりました。

このように、市長は数々の公約を実現するために取り組んできたところであります。また自ら身を切る政策として、市長の退職金ゼロ化と給料3割カットを実現し、他の公約事項等についても取り組んできたことに対しまして、私は高く評価している1人です。

私から市長に就任してからの公約を実現した一部分を申し上げましたが、市長として選挙公約に伴う4年間の実績をどのように総括しているのか、答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） このように私を評価していただきまして、感謝しております。

自分の感想としては、さきの議会で井村議員に言いましたけど、あの時点では65点ぐらいの点数かなと思いましたが、今は70点ぐらいはいったんじゃないかとやや私は、数字を上げたい気分でございます。

そして、財政も大変厳しゅうございますけど、これからもっともっと見直して、慎重に、しかも一方では防災を含めて、大胆、そして緊急なものについては果敢にやっていると、こんなことを今、考えているところであります。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 今私、言っておかないといけないと思っておりましたが、市長自身が採点したら何点かということのを先に言われましたので、70点ということでありまして。学校の成績でしたら、4ぐらいになろうかと思っております。そういうことで、市長自らが採点したら70点というように採点をされたところであります。

100点満点の70点でありますので、それは全般的によしと。市民から見てもようやったというように思える数字ではなかろうかと思っております。

次に、重点施策事業の促進について、市長にお伺いいたします。

企画財政課長からの6つの重点施策の項目の事業内容等の答弁がありました。市長の任期については、残り5カ月余りの中で、今後、どのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 小川議員から具体的にご指摘がありましたけど、時間切れでご答弁する機会もありませんでしたが、私は何としても残り時間少のうございますけども、前回の市長選のときも、今回も不発に終わりましたシルバータウン構想については、何としても形を変えても後世に残るような何かをしたいというのが一つありまして、このことに非常に今、意欲を燃やすような状況になっております。

もう一つは、何と言いましても、防災・減災でございまして、具体的には小学校や保育園の高台移転などを含めた生命を守るこの事業に重点的に意欲を高めていきたいと、こんなことを考えながら、残り、来年6月が任期でございますけど、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） あと5カ月余りの中でありまして、一つの心残りとしては、シルバータウン構想等が今、答弁がありましたようにあるようでありまして、ぜひ、今後についても、

この事業についても灯を消さないようにして取り組んでほしいと思っております。

引き続きまして、市長にお伺いいたします。

ただ今、市長から答弁をいただきました。考えてみますと、いろいろ実施している事業もありますし、また、今後、新たに実施する事業等もあるようではありますが、公約の事業の中には、今言われましたシルバータウン構想等、いまだ道半ばの事業があるようではありますが、8年間の空白があったことは紛れもない事実であります。元職であった実績は当然、今回の市長職として生かされているところではありますが、8年間の空白があることからしても、時代は刻々と変わっているところでもあります。よく言われていることについては、1期目で種をまき、2期目で実を結ぶこととなります。特に、市長は健康には支障がないように私は思っておりますが、そのようなことからして、私は来年6月の任期満了に伴う市長選へ出馬し、市民への信を問い引き続き市政を担当すべきと考えますが、市長の所信をお伺いいたします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） ありがとうございます。

私は、過去を振り返ってみまして、10年前に市長職をやらせていただきまして、その後、西村市政が2期続きました。私は落選した後、だんだんの方から引き続きもう1回立候補したらどうかということではなされましたけど、私は市長のときに、市長というのは2期10年くらい、8年くらいやらないとなかなかまた種が果実にならないという信念がありましたので、西村さんも当選して1期目だから、2期目はどうなっても自分が出るべきでないということで出ませんでした。

ところが、2期続いて無投票というような格好になりましたので、これではいけないということで、自分の正義心を奮い立たせて、挑戦しまして、結果として幸運にも当選させていただきました。

今、お話ありましたように、1期ではなかなかできないということは、具体的には成果として私が公約したのも100%できているわけじゃありませんので、自分では甘いかもわかりませんが、70点と言いましたけど、まだまだ残っている課題がございますので、条件が許せば、まだやってみたい気持ちは十分ございますので、せっかく与党の会長として私を支えてくれましたので、今後、もうちょっと同志の皆さんと話しながら、自分のそういう思いが通じるのか、いやもういいと言うのか、市民の皆さんの反応を見ながら慎重に考えたいと思います。

うわさでは、優秀な若い方も出るようなことも聞いておりますので、その辺の状況も十分勘案しながら、これから清水をどうするかという将来に向かって、自分がどうあるべきか、何ができるかということをお問いつつ、慎重かつ積極的に考えていきたいと、このように考えてお

ります。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 市長からただ今、出馬云々については、いろいろ考えているようであります。市民の中にはもう1期やってもらいたいと。ある方は、年齢の関係でもうええと言う方もあるかもわかりませんが、以前の選挙のパンフレットには、年齢72歳、気合い52歳ということで、それから計算しますと、年齢は当然上がっておりますが、気合いについては、まだ60歳未満というような状況になりますので、ぜひ、健康は特に心配ないようでありますので、後援会の皆さん等とも話すと思われませんが、十分その辺も踏まえて、出馬等については考えていただきたいと思えます。

続きまして、3点目の清水中学校への学校統合の諸条件の整備についてであります、はじめに教育長にお伺いいたします。

さきの11月5日に、所管の総務文教常任委員会において、清水中学校改築現場へ行政視察を行いました。完成に向けて急ピッチに工事が進められている状況を確認できたところであります。

環境のよいすばらしい学校ができるものと期待しているところでです。

担当課の説明によりますと、2月末には校舎が完成し、3月には体育館等が完成する見通しとの報告があったところであります。

4月には新しい中学校が開校となります。5校の統合に向けてのいろいろな準備等のために、教育委員会としては大変ご苦勞をなされたことと存じますが、清水中学校への統合に当たっての環境整備について、どのようになされているのか、またスクールバス等の通学及び父母から諸問題等の要望がなされていることと存じますが、これらの対応はできているのか。清水中学校への統合に当たっての環境整備について、教育長にお伺いいたします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

中学校の統合に伴い、通学地域が下ノ加江や下川口地区など、広範囲となることから、スクールバスを7路線において運行させ、通学の利便性を図りたいと考えております。

心のケアにつきましては、20人程度の学校から300人規模の学校になることから、交友関係などに不安を生じさせる子どもが出ることも想定されますので、来年度よりスクールソーシャルワーカーを1名増員し、スクールカウンセラー1名とスクールソーシャルワーカー2名の体制に向け、取り組んでいるところであります。

また、学校設備の工事につきましては、今のところ順調に進行しております。校舎・体育館・グラウンドなどの外観はほぼでき上がっております。来年4月から子どもたちが勉学やクラブなどに励む姿が今、目に浮かぶようになってきました。

今後におきましては、学校や保護者の意見を聞きながら、4月に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） ただ今、教育長から答弁をいただきました。

子どもたちの心のケアなどとして、スクールソーシャルワーカー1名増員ということで、そういう人的な配慮をするということであります。

それと1点、教育委員会の管轄ではありませんが、通学路については、委員会としてはいろいろ子どもたちから、また父兄からいろいろの申し出があろうかと思えます。学校に一旦入って、担当・所管のほうにいく場合もあろうかと思えますが、その辺については通学路のいろいろな問題点については、また教育委員会として担当課と協議を図りながら、悪いところは改善に向けて取り組んでいただくという方法で、ぜひ、通学路についてもそういうような取り組みで、今後についても、特に国道を挟んでの学校になりますので、十分、その辺についても配慮をお願いしたいと思います。

続きまして、まちづくり対策課長にお伺いいたします。

清水中学校への通学路として、市道等の整備状況についてであります。通学路として利用する路線としては、グリーンハイツ及び大岐・以布利方面から国道321号を利用する者、旭町方面から国道321号線を利用する者、旭町から現在工事を進めている避難路を利用する者、市役所前の西側の市道を利用する者、市役所の東側の市道を利用する者、5つの市道等が通学路として利用することが予想されます。

特に、通学路として利用する市道等整備状況についてどのようになっているか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡林守正君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 木下 司君自席）

○まちづくり対策課長（木下 司君） お答えいたします。

通学路として利用する市道等につきましては、先日、教育長、学校長と通学路として利用される道路5路線の現場確認をいたしました。

この5路線の整備状況を路線ごとに報告しますと、清水第三土地区画整理事業で実施してい

る都市計画道路、天神通線、中央通線の2路線については、現在の計画では平成27年度完成予定となっております。

市役所横の市道栄町天神1号線は、階段があるため、自転車通学生に配慮し、スロープにする工事を学校教育課で12月補正予算に計上し、平成24年度中に完成することになっております。

水尻にあがる通学路及び避難道路の整備につきましては、総務課で予算化しており、平成24年度中に完成予定となっております。

また、市道東谷グリーンハイツ線につきましては、本年度より3カ年の計画で進んでおり、難題でありました用地交渉も先月、めどがつき、来年度より2車線歩道付きの道路改良に着手することになっております。

この路線の改良については、市長より2年間かかる工事を1年で完成するようにできないかとの指示があり、まちづくり対策課としても、国の予算の配分もありますが、できれば工事を1年前倒しし、完成できるよう計画を立て進んでおります。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 課長から通学路として利用する道路についての整備状況、今後の推進についての答弁をいただきました。グリーンハイツにつきましては、1年前倒しして、何とかしたいということであります。また、都市計画の清水第三土地区画整理事業の天神通線、中央通線についても、まだ時間がかかるようではありますが、ぜひ、通学路に利用されますので、1年でも早く完成されるようお願いするところであります。

次に、市長をお願いいたします。

ただ今、まちづくり対策課長から答弁いただきました。

特に、清水第三土地区画整理事業で進められている市役所前の西側及び東側の市道の整備がまだまだ時間がかかるようであります。特に、市役所前の西側の第三土地区画整理事業で事業を推進している市道は、自動車が通行する場合は双方の車が行き違いに混雑して、いつ事故が起きてもおかしくないところであります。

このような市道を子どもたちが通学路として利用しなければならない現状でありますので、一日でも早く完成していただくよう、強く要望するものであります。

この主な道路工事は、清水第三土地区画整理事業の進捗の状況にかかっておりますので、事業推進についての市長の所見を求めます。

○議長（岡林守正君） 市長。

(市長 杉村章生君自席)

○市長(杉村章生君) 当初、27年までに完成したいと言って意気込んでおりました現在の都市計画事業も、国などの財政の状況などを含めまして、今のところ29年まで2年くらいはどうかという対応を両睨みでやっておりますけど、できるだけ完成したいんですが、なかなか難しゅうございます。

ただ、この新政権がどうなるかによって、仮に予想どおり自公政権を中心とする内閣が政権を持つようになりましたら、公共事業を予算大幅アップというようなニュースが出ておりますから、期待をもっておりますけど、いずれにいたしましても、都市計画事業は、これは私の公約ではなかったんですけども、何十年来の長い市民に対する約束でございますから、1年でも早く完成するというのは、至上命題であります。ですから、もし次の市長、どなたになっても、これは計画どおり今の事業は完成して、清算に入というのが規定でございますので、一方、学校の子どもたちが通うという喫緊の条件課題も出ておりますので、なるべく早く開通するようにしたいと思います。

最近になって、移転家屋の話もつきまして、ちょっと加速しましたので、さらに精いっぱい努力いたしまして、なるべく早く道路改良できるように努力してまいりたいと考えております。

○議長(岡林守正君) 4番。

(4番 西原強志君発言席)

○4番(西原強志君) 土地区画整理事業の推進については、市長から一年でも早く完成したいという答弁をいただきました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、4点目の地震津波対策の取り組みについてお伺ひいたします。

まちづくり対策課長に都市計画道路大通線の延伸計画についてお伺ひいたします。

この路線は、第3次都市計画事業として、当初計画したものであります。平成13年度及び平成18年度に事業の見直しがあり、現在の事業計画になったことは承知しているところであります。3・11の地震津波以降、南海地震対策として公共施設の高台への移転改築等の問題が高まっているところであります。平成25年度の重要施策を強化推進するための特別粋事業としてあげられている市街地3園、清水保育園、旭保育園、浦尻保育園、高台への移転の問題、清水小学校の高台等への移転問題などあるところであります。

今後においても、高台への住宅建築需要がますます高まることが予想されるところであります。

しかし、この都市計画道路大通線の延伸計画に当たっては、現在の市街地へ通っている国道321の路線の沿線が空洞化することが予想されますので、市街地の皆さんのコンセンサスが必要かと考えます。

この都市計画道路大通線の路線延伸計画について、課長はどのように考えているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（岡林守正君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 木下 司君自席）

○まちづくり対策課長（木下 司君） お答えいたします。

都市計画道路の延伸計画についてですが、平成2年度着手の清水第三土地区画整理事業では、清水高校横までの都市計画道路として計画がありましたが、平成18年度の区域の最終変更と同時に、整備担保がないとのことで計画の廃止をしております。

昨年発生しました東日本大震災で、国より本市の津波高も示されたことにより、本市にとっての緊急輸送道路でもあります国道321号の市街地区間については、浸水区域になっておりますし、避難場所としても利用できますので、大通線の延伸については必要と考えております。

一度、道路計画を廃止しておりますので、厳しいとの指摘を受けております。

今後は、清水第三土地区画整理事業が完成すると同時に、道路計画をしていただけるように強く県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 先ほど、まちづくり対策課長より、答弁訂正の申し出がありましたので、発言を許します。

まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 木下 司君自席）

○まちづくり対策課長（木下 司君） 済みません。先ほどのスロープは、予算は12月補正ということで答弁しましたが、実質は既決予算で対応ということですので、訂正をよろしくお願いたします。失礼をいたしました。

○議長（岡林守正君） ただ今の答弁訂正については、これを許可します。

4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） ただ今、課長から答弁いただきました都市計画道路大通線の路線延伸計画については、当初計画し、それを廃止したということで、再申請になるとなかなか難しい面があるというような答弁をいただきました。ぜひ、今後の土佐清水市の地震津波対策等についても、高台への住宅等の需要も高まっておりますので、計画についても検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、市長にお伺いいたします。

ただ今、まちづくり対策課長には、必要性及び課題等を申し上げまして、答弁をいただきま

したが、都市計画道路大通線の延伸計画は、市長としてこの事業計画をどのように考えているのか、所見を求めます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） この話につきましては、県の筋からのアドバイスもございまして、その後、実現できるかどうか慎重に対応してまいりましたところ、かなり県の上層部でもこの問題、基本的に前向きに捉えていただきまして、計画がかなり実現性を帯びてきたと考えております。ですから、今後、今の三次都計の事業が進む中で、そしてまた計画をつくる中で、だんだん基本計画が見えてくるんじゃないかと思えます。非公式に県の筋から、市長さん、早くマスタープランをつくりなさいというアドバイスも受けておりまして、かなり県のほうが、私よりかむしろ積極的に対応していただいていると思えますから、私は非常に期待をしておる、実現は可能であるとのように今の時点では考えております。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 市長から都市計画道路大通線の延伸については、県も前向きに考えていただいているというように答弁をいただきました。市長もこの事業については、自信をもって対応できるような答弁をいただきましたので、今後、ぜひ計画にあげてこの事業の延伸については、取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、総務課長にお伺いいたします。

南海トラフ地震津波予想に対する対策についてであります。津波防災の標高マップが今月の広報と一緒に各家庭に配布されました。それによりますと、市街地中心部、浦尻・厚生町地区は、10m未満が約90%、20m未満を含めると約100%が津波により浸水する見込みとされております。

他の沿岸地区においても、同じようなことが言えるかと思えますが、南海地震津波対策は喫緊の大きな課題であります。南海トラフ地震津波予想に対する対策を、今後どのように事業実施を図り、取り組んでいくのか、答弁を求めます。

○議長（岡林守正君） 総務課長。

（総務課長 山崎俊二君自席）

○総務課長（山崎俊二君） お答えをいたします。

今年発表されました地震津波の新想定、この千年級の巨大津波からまず逃げるのが基本になると思えます。今年度23カ所の避難道の整備を行っておりますが、今後も安全な避難場所、避難道の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、今年市内の自主防災会連絡協議会が結成をされましたが、自主防災会の活性化、訓練等により、市民の防災意識の啓発というのが必要だというふうに考えております。

また、避難困難地には、避難タワーの建設、保育所、学校などの施設の高台への移転や改修、市庁舎の耐震化、来年度、総合公園内に予定しています耐震性貯水槽の建設等による災害時の水の確保、今、3年計画で進めております食糧の備蓄、また、今年度、新想定での津波避難計画を策定中ですが、大規模災害時には、広域での県、国レベルでの連携が必要になります。そうしたことを想定した地域防災計画の見直しなど、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） いろいろ事業を考えて、対応していただいているように思います。防火水槽とか、食料の備蓄等、本当にやはり災害時にはこういうものがなくてはならないと思いますので、ぜひ、今、申し上げられた事項については、ぜひ積極的に事業に取り組んで実施を図っていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、市長にお伺いいたします。

各市町村において、南海地震津波対策については、積極的に予算計上し、地震津波対策に取り組んでいるようであります。四万十市は、地震防災課を新設するとして報道されていますが、各市町村においても、課の設置等について積極的に取り組んでいるところであります。本市についても、地震津波に対する人的な確保をはじめ、各部落から要望のある地震津波対策予算を積極的に計上し、市民が安全で安心できる防災・減災対策を実施する必要があるところであります。地震津波対策の取り組みについての市長の所見を求めます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） この間、続けて行われました区長会でも、そういう市の防災体制を心配する声がだんだん出まして、ご指摘のとおりであります。

私としては、来年度の人事異動で現在の総務課に、当面、係を置くことといたしましても、係を今の正規2名、臨時1名の体制から、技師も含めて正規4プラスアルファという体制でしたいと思います。課の改編についても検討中でございますけど、これは当面、総務課に置いたほうが全員がかかるという体制が保証されますので、当分の間、総務課で対応して、今後の状況を見ながら独立する課の設置ということも考えないといかんとは思いますが、当面は総務課の体制の中で、今のレギュラーのメンバーを異動しながら、緊急に対応していきたいと。特に技師に

については専属的に行わないと、避難道の整備その他について技師の余裕がありませんので、その点を重点的に考えて、万全の体制でやっていきたいと考えております。

○議長（岡林守正君） 4番。

（4番 西原強志君発言席）

○4番（西原強志君） 人的な確保については、今、市長が答弁しましたように、正規の職員4人プラスアルファということのようであります。

ぜひ、そういうような市の考えでありますので、やはり仕事するのは当然職員でありますので、部落との調整とか、現場に出向くこと、いろいろ防災に関する業務については、多様化されております。ぜひ、そういうようなことで、4月の異動には、できるだけ配置されるようお願いいたします。

他の事業についても、積極的に取り組んでいただきたいところです。

最後になりましたが、平成24年度も残すところあとわずかになりました。新しい年が市民の皆さんにとりましても、土佐清水市にとりましてもすばらしいよき年になりますよう、心からご祈念申し上げまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡林守正君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休 憩

午後 2時07分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） それでは、議長のお許しも得ましたので、一般質問を行います。同志会の岡崎であります。

衆議院選挙も4日に公示され、16日の投開票日に向け、12の政党、諸派、無所属がそれぞれ舌戦を展開しております。皆の言うことを聞いておれば、どなたがいてもバラ色のようにありますけれども、なかなかそうはいくまいと。それでありながらも、国民の福祉、あるいは我々の生活向上のために、ぜひとも期待せねばならんというふうに思っております。

また、外では北朝鮮の例によって弾道ミサイル、あるいは尖閣の問題、竹島の問題等々、内外ともに問題が山積をしているところであります。

さて、今回は私は2件の質問をいたします。

1点目は、市内全中学校が清水中に統合されることにかんがみ、生徒の健全育成、人権の問題等も含め、いじめを主として教育長に質問をするものであります。

第2点としましては、議案第65号として上程されております収納推進課新設に伴う人材活用策について市長に所見を聞くものであり、この2点であります。

思えば、平成19年11月27、28日と一泊二日で当時の清和会のメンバーでありました橋本敏男議員、岡林喜男議員と私と3名で室戸市・日高村へそれぞれ視察に行きまして、滞納整理の状況等々について、詳しく聞き、ぜひ本市も滞納整理をしなければならんと思いつつ、以後、3人とも三者三様の活動をしてまいりました。行政の壁はなかなか厚く、満5年でやっとここまで来たかというような感じを私はしておる次第であります。

それと、私も2年3カ月ほど監査委員をやらせていただきましたけれども、監査の中でもこの件はつくづく感じておりました、片手間に滞納の整理を、あるいは債務者のところへ行って、気を使いながら、また帰ってきて仕事をしなければならん、というような体制はいかんともしがたいなというような気持ちで活動してまいりましたけれども、橋本敏男議員もなかなか熱心であります。みんなのおかげでどうにかここまで来たというようなことで、大きな私としては喜びを感じておるものであります。

それでは、第1点、教育の専門家であります教育長に、一市民として、議員としてお聞きをするわけではありますが、昨年10月11日、滋賀県大津市におけるいじめ自殺に関しては、連日マスメディアにおいて大きく報道され、私も大きなショックを受けたものとして、二度とこんなことは日本ではあってはならん。清水では特にはあってはならん。こういう思いから教育長に聞くわけではありますが、まず第1点として、文部科学省の資料によりますと、いじめとは当該児童が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるものとするところがありますけれども、これだけではなかなかわかりにくい。過去の事例などから、平易にわかりやすくお示しを願いたい。教育長、お願いします。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

まず、ただ今議員より紹介がありました大津市の中学2年生の男子生徒をはじめとするいじめによる自殺につきましては、長年、教育とかかわってまいりました私といたしましても、断腸の思いであります。

いじめにつきましては、通常の遊びと一瞥では区別がつきにくい場合がありますが、基本といたしましては、今、議員がご紹介のとおり、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと認識をしております。

心理的なものといたしましては、仲間外れや無視、悪口などであり、物理的なものといたしましては、被害者の所有する自転車やかばん、靴などを隠したり、壊したりすること。また、直接たたいたり、蹴ったりすることはもちろんのこと、プロレスや柔道ごっことして首などを絞めたり、給食を配膳する際に、意図的に嫌いなものを多く入れたり、またサッカーやドッチボールなどと称して、集中的にボールをぶついたりする行為であります。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） よくわかりました。要するに運動としては何々ごっこ、あるいはプロレスごっこであり、ボクシングごっこ、あるいは今度からは正課として剣道ができるわけですが、剣道も面だけ打たれたらたいして痛くはないが、小手を集中的にやられたら痛いもの。これは私も柔道も剣道も幾らかやっておりますので、わかりますけれども、こういうようなことになろうかと。物理的にはそうだと思います。

また、心理的には、教育長お示しのとおりでありますけれども、いわゆる仲間はずれであり、無視であり、いろいろありますけれども、この心理的な面が我々からしたら、あるいは先生方からしても、一番わかりにくい、あるいは見えにくいというようなところで、こういうような点に特に教育長も先生方も気をつけておると、こういうふうに認識をしております。

第2点、来春は、いよいよ中学校が統合をされます。この統合につきましては、私は市長選以来、統合については反対の立場であるこの壇上においても反対の論陣をはりましたけれども、もう目の前に立派な中学校ができました。私自身も刀折れ矢尽きております。しからば、これから先、統合した後で、よりよい学校生活を送っていただきたいと、これしかありませんので、これの最たるものが私はいじめだというふうに思っておりますので、論陣をはっておるわけがあります。

なお、生徒の構成につきましては、清水中学校が263名、下川口が23名、三崎が27名、下ノ加江が35名、足摺岬が10名で合計358名。統合される方の構成比としましては、全体の26.8%。これになります。と言いますと、それで1年生は128名で4クラス、2年生は121人で4クラス、3年生は109人で4クラスになる模様でありますけれども、それぞれ各学校とも一つのクラスに2人か3人、足摺やったら多分1人か2人。ようあって1人、あるいは2人と思います。このように今までは比較的家族的と言いますか、親も子もみんな知っている中で教育がされてきました。今度はほとんどが初めて、知らないということで環境が激変をするわけであります。皆が皆、この環境に順応すれば、これは何ら問題ないわけですが、中にはやはり気の優しい子、あるいは環境に順応できない子どもたち等もおると思いま

すので、私としましたら、そこの辺でいじめとか、不登校の要因ができないかどうか、これを非常に私は危惧するものであります。

そこで、教育長に統合直後の基本的な方策についてお聞きをいたします。よろしくお願いたします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

25年度からの統合に向け、各学校長に対して、クラブでの交流をはじめ、そのほかのことも学校間で連携をとるよう、既に要請をしております。

また、受け入れ態勢につきましては、通学地区を考慮した上で、統合加配教員等を利用した30名程度のクラス編成、休校校に配属されていた教員の清水中学校への異動、スクールカウンセラー1名とスクールソーシャルワーカー2名体制の構築など、学校と連携をして取り組んでいるところであります。

また、4月からは、私もこれまで以上に学校訪問を行い、子どもたちの様子を直接把握しながら、教職員との懇談を行い、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） わかりました。教育長、あるいは教育委員も、非常にこの前の総務文教常任委員会の会議のとき、非常に積極的に動くというようなことでありましたので、教育長みずから学校訪問を行うというようなことでありますので、非常に心強く感じております。

ひとつ、子ども達は、自分の意思だけでなく、他からの意思もあって統合されているので、子ども達がぜひ3年間無事に行けるといようにこれは頑張っていたきたいと。

過去のいじめに対する質問につきましては、9月におきましても、1番議員、4番議員、6番議員、12番議員、それぞれ質問をしております。

また、先ほどは西原議員も質問しておりますけれども、それらも踏まえて聞くわけですが、いじめの状況については、以前の答弁によりますと、平成22年度中学校が3件、23年度、小・中学校が各1件、24年度小学校1件とのことでありますけれども、私はこの24年で小学校1件とかいうのについては、私自身の経験からしますと、幾らかは疑問を持っておりますけれども、教育長を信用するしかないかなと、こういうふうにも思っております。

そこで、12月6日の高知新聞の社説、これは当然、教育長もお読みになったと思いますけれども、いじめ調査として大津市の中学校2年男子自殺を受けた文部科学省の緊急調査で、今

年4月から9月の半年間に全国の小・中・高などが把握したいじめが昨年度1年分の2倍に急増したと。都道府県なんかによっては160倍の差があると。これは一番報告があったというのは鹿児島県のようにありますけれども、こういうような事件で問題意識が高まり、実態の掘り起こしが進んだためと見られる。実態の掘り起こしが進んで、実態把握がより細かくできたということでもあります。

増加した都道府県では、アンケートでいじめの内容を具体的に示して、該当する項目に丸印をつける形に変更したと、鹿児島県教委とあります。教育長も本件記事は十分読んだと思います。本市の先生方にあっても、問題意識は十分にあると私自身は確信をしておりますけれども、ぜひ、いじめの実態の掘り起こしなんかは必要ないのか。あるいは掘り起こして、それを参考にして、事後につなぐことをする必要はないのか等も含めて、なければいいんですけども、教育長に見解をお聞きします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

いじめの実態把握といたしましては、年1回の文部科学省による実態調査と毎学期ごとに行われている高知県による実態調査と合わせてQ-Uアンケートや、個別面談、生活ノートの交換、スクールカウンセラーの活用などにより、子どもたちの実態把握は図られていると判断しているところであります。

今後におきましても、いじめはいつでもこの学校、どの学級でも起こり得るものであることを念頭に、学校に対して、子どもや保護者との連携を密にし、早期発見、早期対応に努めるよう要請をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） それでは、次にいきます。

教育長の答弁にありましたけれども、早期の実態把握、早期解決のためのQ-Uアンケート、これは満足群、不満足群、侵害行為認知群、非承認群。あるいは不満足分の中には要支援群というのがあって、早いこと対処しなければならないというようなものですが、いろいろ項目をさらに5項目に分けて満足からそうじゃないところまで、それぞれの生徒に書かせて分別しながら、先生方がそれに対応するというようなやり方のようにありますけれども、こういうようなアンケートがどのような効果があるのか、またどのように活用をされているのか、やった限りには、何らかのこの4つのうちのどこかに何%ずつ入っているわけですから、活用事

例があれば、発表できる範囲で結構でありますけれども、発表をお願いをいたします。教育長、お願いします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

児童生徒理解や学級集団の状態の把握は、一人ひとりの子どもの姿を見取る先生の日常の観察と、日ごろの声かけや面接などではありますが、学級担任が把握している児童生徒の学級の状態と子どもたちが感じている状態には、ずれが見られることがあり、それを補う方法の一つが客観的資料としてのQ-Uアンケートであります。

Q-Uアンケートは、児童生徒の学校生活意欲と学級満足度とを数値と自由記述アンケートで構成しておりまして、いじめや不登校などの問題行動の予防と対策に効果があるものであり、市内の全小・中学校で実施をしております。

学校から昨年度までに寄せられた主な成果といたしましては、それぞれの学級の取り組みの検証や分析を生かして、人間関係の再確認や毎日の生活では見えにくい不満など、一人ひとりの考えや悩みを理解することができるとの回答をいただいております。これを受けて、個々の児童生徒の変化を見据えながら、個別指導や支援、また声かけや班編成などに活用しているとのことあります。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） ありがとうございます。

それぞれ人間関係の再確認、あるいは個々の生徒の実態に合わせた活動を行っているということで、今後もぜひ、お願いしたいと思います。

それから、次に、第5点として、私はこれは以前から思っていることでありますけれども、いじめ・不登校については、ともすれば、いじめられている側、あるいは不登校をしている側、この子らにはかなり調査は多分しておると思います。ただ、いじめている側、こういうようなところのそちらの側は、果たして故意なのか、何も考えんと、あるいはそういう気もないとやっておるというようなこともこれはよくあろうかと思っております。現実には、私もいじめの加害者側、被害者側、保護者、家庭内暴力等々、相談はかなり受けておりました。あくまで警察でのことですが、そんな中で、いじめも不登校も子どもの将来、あるいは保護者の将来、保護者の日常も非常に暗いものになりますので、こういうことは断じてあってはならんというふうな思いから、受ける側、行う側、これらの双方の保護者を含めた関係者に早く当たれ

ば当たるほど、受ける側とやる側とに聞くわけですから、問題点はおのずと片一方に聞いたって、それは片手打ちになるわけですから、両方聞けば、問題点を把握できるし、注意もできるというようなことで、早いことやったら、深いいじめにならんうちに全部解決ができるわけです。

こういうようなことで、ぜひとも、もちろん被害者第一で、被害者から先に聞かないと、加害者と言いますか、いじめる側から聞いたら、僕の経験から言えば、バランス、我々でも一緒です。強いものから先に聞いたら、強いものの側にともすれば立ちがちになるし、弱いほうから聞けば、弱いほうの味方になりがちになるけん、バランスがとれると。したがって、被害者のほうから聞くのが筋でありますけれども、被害者に聞いて、またできるだけ早期に加害者に聞くと。こういうことが私の体験からしたらいいと思っておりますけれども、教育長の見解をお願いします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

いじめの解消につきましては、その原因を的確に把握し、適切な対応が必要であります。そのためには、いじめの実態把握が不可欠であり、議員ご提言のように、いじめをしている側への対応も重要であると考えております。

本市におきましては、いじめを受けた子どもからの状況確認はもちろんのこと、行った子どもから、なぜそのような行為をしたかなど、行った行為への対策だけではなく、その根幹にまで踏み込んだ対応を行うよう、学校に要請をしているところであります。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） わかりました。教育長、ぜひとも実践をしていただきたい。実践中ではあるかと思いますが、今後ともひとつよろしく願いしておきたい。全て子どものためです。

次に、11月27日、文部科学省より各都道府県教育委員会教育長あてに、いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況にかかる緊急調査を踏まえた取り組みの徹底について、こういうような通知文書が出されておりますが、いじめに対しては今までの成果主義から、教員の評価、あるいは学校評価等が変わったと思いますが、一部、11月29日か30日、高知新聞にちょっと載っておったと思いますが、この変わった点の主要な点のみでも結構ですけれども、教育長に説明をお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

文部科学省から出された学校評価及び教員評価における主な留意点といたしましては、教育委員会等の取り組みとして、いじめの問題に関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価せず、問題を隠さず、適切な実態把握や対応と目標に対する取り組みや達成状況を評価することとしております。

教員評価につきましては、いじめの有無のみを評価せず、日ごろからの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生したときの問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組みを評価することとなっております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） よくわかりました。一番大事なのは、多分組織的な取り組みであろうと。先生1人でやっているのではなく、先生1人で例えばクラスの中でやっていたら、今度は先生が悩まないとならんというようなことになりますので、1件あったら、一人の先生が悩んでいたら、ほかの先生方もグループになってそれぞれ取り組むと。一番大事なのは、学校長の姿勢であろうと。校長はどんなことでも、自分のところに持ってきなさい、責任は私がとりますと。それからずっと上にいけば、教育長が問題があろうが、何であろうが、教育長がしっかりと俺が全部受けとめるとこういうような姿勢を示せば、学校の先生方も何をやっても、いざとなったら、学校長なり、教育長が責任をとってくれるとなれば、比較的、精神的にゆとりを持って対応できるし、またグループで対応すれば、それぞれが知恵を持っておりますので、いい知恵が何ぼでも出るだろうとこういうふうに思います。ぜひとも、教育長の答弁にあったように、隠さず、今まではともすれば、成果主義でそういうふうなことをすれば、先生の評価、あるいは総じて学校の評価、これが下がるというようなことも聞いたようなこともありますけれども、今度からは隠さず発生状況を学校長なり、教育委員会に報告する、あるいは解決するようなのが幾らでも評価されるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも組織でもってやっていただきたいとこういうふうに思っております。

7点目として、教育長より各施策について答弁をいただきました。私が言いたいのは、統合で生徒たち全員が新しい学校で、新しい友達などと教師との信頼関係をも含め、将来に向かって楽しい学校生活を送ってもらいたいとの一念であります。しかしながら、1校になると、何があっても今までのように清水が三崎へ、あるいは三崎が下川口中学校へというようなことは

もはやありません。嫌でも、あるいは宿毛とか、四万十等に転校を余儀なくされることも考えられますが、教育関係者こそ十分に認識をしていただきたい。そして、西原議員の答弁にもありましたけれども、スクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーについては以前の答弁にもありましたが、活躍をしなくてもよいような学校環境を、このスクールカウンセラーなんかは、多分、週に何回かくらいしか行かないと思いますけれども、活躍しなくても、スクールカウンセラーもソーシャルワーカーも学校へ行って、それとなく楽しく子どもと会話できるぐらいで、余り活躍せんでいいような学校を目指して、教育長、頑張っていたきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

清水でただ一つの中学校が、皆さんからすばらしいと評価していただけるように、全力で取り組む覚悟でございます。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 全力で取り組むということですので、教育長は全力で取り組むという答弁であります。そして、学校へも訪問するということでもありますので、教育長以下、教育関係者皆、全力で取り組んでくれるというふうに信じます。

さて、最後に不登校・いじめなど、どうしても清水中学校に行けない生徒が出た場合の対策として、受け皿として、休校になる学校を利用して、これらの子どもを教育する。いわゆる憲法、教育基本法などに定められた教育を受ける権利をそこで実施してはいかがかと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

いじめ・不登校を出さないために、各機関と連携するなど、細心の注意を払った対応を行ってまいりたいと考えておりますけれども、もしもいじめ・不登校により、登校できない生徒が出た場合の休校校の活用については、教職員の配置などの関係から、その使用は難しい面がありますので、当面は学校での別室登校や、教育センターの適用指導教室で対応を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） ありがとうございます。

いずれにしても、その学校へ行きたくない、あるいは行けないということです。教育センターとか何とかある。そこらでやるならやるで、きちりとやっていただかないと、子どもが行かなかつたら、高校にも行けたらいいけど、高校にも行けない。その子どもの一生に大きく左右するし、暗い影を落とす可能性もあります。子どもだけはありません。親も子どもが不登校になったら、どれだけ心配するかというようなことは十分に、親は心配して、常に私から言えば、泣きの涙でいかんといかんときも来ないとも限りませんので、そういうふうなのは積極的にひとつあった場合は利用していただいて、一定のところまでいったら、また学校へ行くというようなことは十分に考えられるわけですから、その辺を十分配慮しながら、早いこと見つけて、早いこと対処したら、そういうことも必要ないわけですので、遅くなったら遅くなっただけおくれるというようなこと、これは教育の専門家の教育長にど素人の私が言うのもどうかと思いますけれども、市民の声として、議員の声として、私らも毎日ではありませんけれども、あちこち歩いて、ぜひこれは質問せよと。統合反対がいかんようになったなら、せめてこのぐらいのことは言っておけというようなことを言われるわけです。特に私は、三崎から下川口から向こうのほうにはかなり行きますけれども、学校の交通事故の問題については、先ほど、西原議員がまた以前、永野裕夫議員が聞いておりますので、交通事故の方は言いませんけれども、いずれにしましても、これは余談であります。例えば有永なんかから来る子は、終わってからスクールバスの時間に間に合うようにみんなが向こうへ行かんといかんわけですから、教育の機会均等はいかがかなというようなことも危惧しますけれども、そういう点もひとつ、教育長、十分お考えになって、最初が一番肝心やけん、4月5月は特に頑張ってもらいたいし、またQ-Uアンケート、これなんかもやって、しっかりと子どもの健全育成に努めていただきたいとこういうふうに思います。

これをもって、教育長に対する質問は終わらせていただきます。

それでは、第2点として、先ほど、朝、橋本議員が議案第65号に対する質疑をしました。橋本議員とも19年に行ったことを思い出しながら、丸5年たったなど。行政の壁はなかなか厚かったなというような話もしておったわけではありますけれども、私はなぜこれするか、本市の財政状況については、先ほど、西原議員も聞いておりましたけれども、税の市町村別徴収率が12月1日に高知新聞に載っております。もちろん監査等でもちょっとはわかっておるんですけれども、県の平均は92.5%、本市は85.4%ということで、約7.1%ぐらいのトップとの差はあるわけです。11市のうち10位と下位に低迷をしております。また、財務分析表

によりますと、財政力指数は21年が0.260、22年が0.249、23年度が0.240とそれぞれ若干ではありますが、財政力指数は弱くなっております。

経常収支比率から見ますと、21年は92%、22年は89.5%、23年は91.9%となっております。人件費あるいは需用費、物件費等々、我々がかすみを食べても要るお金が全体の91.9%。実質公債費比率につきましては、21年が19.3%、22年が18.4%、23年がやっといろいろなところから指導を受けなくても構わない、17.7%。こういうことでありますけれども、またこれも先ほど市長がおっしゃったように、清水小学校とか清水保育園とか、いろいろな大規模なことやったら、これまた近いうちに、18%を超えるというようなことになろうかと思えます。こういうような非常に厳しいやや硬直現象にあるようなところでありますけれども、その中で23年度の歳入決算額は116億979万3,000円、自主財源は27.32%であります。

その中から問題とします収入未済額、これは過去の方でありまして、現年度はやっておりませんので、現年度はかなりふえようかと思えますけれども、市税の未済額については、22年度が2億1,414万5,768円、23年度が2億933万4,352円、とりあえずはまだ去年までの分が2億933万4,352円、市税があるわけであります。

また、税以外の滞納繰越としましては、これはちょっと私もはっきりちょっと記憶違いあったらいけませんので、1億円幾らあります。いずれにしても3億数千万円あるわけですけれども、財政の厳しい本市にあって、これからまた南海地震であれ、清水小学校であれ、保育園であれ、それこそ収入未済額をこのままにしておいていいというようなことは一つありません。それと同時に、市長提案理由の中にも公平・公正の点からも、この収納推進課を新設するんだというようなことがありましたけれども、これにつきましては、人材の登用、活用について、市長ご案内のとおり、高度な専門的な知識、あるいは法的な知識も必要であろうと思っております。その知識ノウハウ、もちろん、幡多租税債権管理機構から帰ってきた職員も2名おるようですけれども、そんな知識ノウハウを活用していくべきと思えます。

なお、人員は、先ほどの朝の副市長の答弁で4、5人ということですので、あるいは県からも、県の税務のOBとか、幡多租税債権管理機構から帰った職員、あるいはその他法的な面から言えば、あるいは警察のOBでいいのがおつたらというような気もしますけれども、市の内外から求めたらどうかと私は思っておりますけれども、市長のご所見をお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） ご提案の趣旨は、私もその方向だと思いますけれども、問題は来ていた

だく方がおるかどうかというのが一つ。もう一つは、待遇面のことも一方では考えなくてはなりません。これはなかなか国の場合でしたらば、税務職というのは別表で給料もあるわけですが、市町村の場合は特に一般職員で一括してやっておりますし、最近では特別勤務手当なんか廃止の方向でございますから、なかなか難しゅうございますけど、特別な強力な班をつくるようになりますと、その裏返しで相当きつい仕事をさせるわけですから、これは普通の職員と同じでええかというのは、根本的に議論しないと、そのままではいかんのではないかと。これは大きな課題ですので、早いうちに庁内でも検討しながら、まずはOB含めて、そういう専門職がどの程度採用できるか、待遇はこれでええのか、検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 市長より力強いご所見を伺いました。

一番肝心なのは、いつかの公の群像の中で、安芸市が急激に徴収率が上がったのは、市長の姿勢いかんというようなのがありました。ぜひとも、責任はとりあえず市長とるけん、みんなにしっかりやれと言うような姿勢で、市長みずから陣頭指揮には立たなくてもいいとしても、問題とか、苦情とかがあったら、担当課長なりなんなりが受けると思いますけれども、最後は市長が俺のところを持ってこいやというぐらいな気でおっていただきたいとこういうふうに思います。

それから、次に専門の知識を習得している職員、知識であり、技能でありますけれども、一定期間、他の部署に配転しないなど、幡多租税債権管理機構から帰ってきて、税務課へ帰ってきて、そこへしばらくいけばいいけど、ほかのところへいくとかなんとかすれば、これはもったない話で、活躍の場を持続させることなども検討願いたいと。さらに、幡多租税債権管理機構等で債権回収の知識、技能を身につけて帰った職員の処遇については、待遇面で検討されたらいかがでしょうか。

例えば、これは大きな組織とか、あるいは大阪府庁とか、大阪府警だとか、比較にならんかもわかりませんが、警察の世界でも、警察庁、あるいは近畿管区警察局なんか2年ほどいって、帰ってきて半年ぐらいしたら、大概階級一つ上げてくれるというようなことが今まではありました。今は知りませんが、非常に幡多租税債権管理機構なんか行ったら、あるいは差し押さえとか、もろもろで非常に厳しい場面に多く直面して帰ってくるのではなかろうかと。それを帰ってきてほかの部署へ回したりなんかしたら、いかにも人材の活用面からも、私としたら余りよろしくない。そのかわり十分に活用して、持続してもらって、そのかわり、もちろん執行部側のお考えのところでありまして、私がどうのこうの言うことはないかもわか

りませんが、私としたら、ちっとは階級はともかくとして、待遇面について、何とかできんのかなと、検討していただけないかなと思います。市長にご所見を求めます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 先ほどもちらっと触れましたけれども、待遇面が非常にポイントになるかなと感じに思っております。

一方、なるべくそういう給与の差別化というのは、しないという今の風潮とかいうか、動きもありますけれども、やはり専門職で、しかもあなたおっしゃるように、帰ってもすぐ配置転換しないで、なるべく専門職、専門能力生かして、中長期でそこへ置いてやれということになりますと、なおのこと、本人の苦痛はこれは普通の職員よりは、相当負担が多いとこれは誰が考えても思いますので、その点も十分に考えながら、何としても収納推進課というもののスタートを所期の目的を達するようにしないと、初年度のスタートが大変でございますから、私自身の決意も込めて、一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 8番、岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君発言席）

○8番（岡崎宣男君） 市長、ありがとうございます。ぜひとも、もろもろひとつお考えをいただいて、苦勞したものには苦勞したなりのことに報いるというようなこともまた必要であろうかと思っております。

市長に対する質問を終わりますけれども、最後に、本年は介護保険も機嫌よく上がりました。震災復興所得税は、来年1月から25年間、納税額に2.1%上乘せ、新聞等によりますと、4人家族で500万円の所得の場合、年間約1,600円程度の上昇と。個人住民税は一律1,000円、これは年収に関係なしと。年金については、物価スライドの特別措置解消のため、25年に1%、26年に1%、27年0.5%の減額であります。

また、高知県の森林環境税は、個人・法人の県民税に500円が5年間延長される条例が県議会に提出され、可決をされる見通しであります。まだ消費税の問題もありますけれども、このような非常に厳しい環境下であります。もはやこの未済額を回収しないというような方法はありません。もちろん未済額につきましては、税法による執行停止、あるいは徴収猶予等、生活に著しく困窮する場合は、執行停止や徴収猶予の話ありますけれども、専門職になる方々は、鬼蛇にも、時には菩薩にもなって、温かい気持ちでやっていただきたいとこういうふうに思います。

いずれにしても、市税の未済額、これ現年合わせたら多分、これの何倍かになりますけれども、市民の目は、財政が厳しくなれば厳しくなるほど、この公平性確保のため、厳しくなりま

すので、今後、収納推進課がどの程度の金額の債権を受けられるかといった精査をやっていくということですが、ぜひともよりよい収納推進課になるように願ひまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（岡林守正君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

これにご異議の方はございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よつて、本日の会議は、これをもつて延会することに決しました。

本日はこれをもつて延会いたします。

明12月11日午前10時に再開いたします。

午後 2時55分 延 会